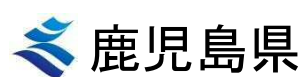


第3次鹿児島県男女共同参画基本計画

平成30年3月



はじめに

すべての個人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いです。

鹿児島県では、平成13年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」を制定し、その後に策定された第1次計画、さらに第2次計画に基づき、男女共同参画社会の実現を願う県民一人ひとりの思いと地道な活動に支えられながら取り組んでまいりました。

このたび、これまでの施策の成果や課題を踏まえ、子どもからお年寄りまですべての県民が安心して明るい展望を持って暮らせる社会の実現に向け、「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画を着実に推進するためには、県はもとより市町村、事業者及び県民の皆様とともに連携、協働しながら、全県的な広がりを持った取組としていくことが重要であります。

県民の皆様におかれましては、次代を担う子どもたちに対し、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会、そして誰もが安心して暮らすことができる社会を、確かに引き継ぐことができるよう、御支援、御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました鹿児島県男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様には心から感謝申し上げます。

平成30年3月

鹿児島県知事 三反園 訓

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	2
3 基本理念.....	2
4 計画策定に当たって踏まえた事項.....	3
5 本計画のポイント.....	6
6 基本目標.....	7
7 重点目標.....	7
8 戦略的取組.....	8
9 計画の期間.....	8
10 計画の体系.....	9
第2章 計画策定の背景.....	10
1 社会経済情勢の変化.....	10
2 国・県・県内市町村の主な動き(「第2次計画」策定(H25.3)後の動き) ..	13
第3章 計画の内容.....	16
1 施策の体系.....	16
2 重点目標別施策の方向と概要.....	18
重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消, 教育・学習の推進 ..	18
重点目標2 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備 ..	23
重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援.....	28
重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶.....	31
重点目標5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備 ..	34
重点目標6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進.....	37
3 戦略的取組について.....	40
第4章 推進のあり方.....	42
1 県の推進体制.....	42
2 男女共同参画地域推進員やNPO, 事業者, 女性活躍推進会議等との連携, 協働 ..	43
3 市町村との連携, 協働.....	44
別表1 数値目標.....	46
別表2-1 参考指標(推移・比較).....	47
別表2-2 参考指標(現状数値).....	54
別表3 用語解説.....	58
参考資料.....	63
参考1 男女共同参画審議会 委員名簿.....	63
参考2 計画策定の経過.....	64
参考3 男女共同参画社会の形成の促進に関する国内外及び本県の動き(年表).....	65
参考4 男女共同参画社会基本法.....	69
参考5 鹿児島県男女共同参画推進条例.....	73
参考6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	77
参考7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	84

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国の男女共同参画社会の形成に向けた取組は、女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きと連動して進められてきました。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「第1次男女共同参画基本計画」(平成12年12月策定)、「第2次男女共同参画基本計画」(平成17年12月策定)、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月)を経て、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月)が策定され、これらに基づく取組が推進されてきたところです。

本県においては、平成13年12月に「鹿児島県男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づき、「かごしまハーモニープラン」(平成11年3月策定)の課題を踏まえた「鹿児島県男女共同参画基本計画」(平成20年3月)、さらに「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」(平成25年3月)を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進を図ってきたところです。

その間、平成15年4月には男女共同参画を推進する総合的活動拠点として、鹿児島県男女共同参画センターを設置し、平成18年3月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」(以下「鹿児島県配偶者暴力防止計画」という。)を策定(平成21年3月改定)しました。

さらに、近年の少子高齢化の進行などにより人口構造が大きく変化する中において、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくため、「最大の潜在力」として期待されている女性の力を最大限に発揮できるよう、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。これに伴い、これまでの取組をさらに加速化し、女性の活躍に資する施策の効果的な展開を図るため、平成29年3月に「鹿児島県女性活躍推進計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

一方、本県の現状を見ると、平成28年度に実施した県民意識調査では、固定的性別役割分担意識について否定する割合が肯定する割合を初めて上回ったものの、男女の地位の不平等感や、いわゆるM字カーブ問題、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、真に実効性のある取組が求められています。

このようなことから、中長期的な展望に立って本県の男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層推進するため、政策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第1項の規定に基づき策定する法定計画です。
- (2) この計画は、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第10条第1項の規定に基づき策定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) この計画は、市町村が男女共同参画計画を策定し地域の実情や特性に応じた取組を行う際や、民間企業や団体等が男女共同参画社会の形成に向けて活動する際に踏まえる計画です。

3 基本理念

この計画は、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

○計画で使用する「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

■ 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(第3条第1項)

■ 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(第3条第2項)

■ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。(第3条第3項)

■ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。(第3条第4項)

■ 国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(第3条第5項)

4 計画策定に当たって踏まえた事項

本計画は、第2次鹿児島県男女共同参画基本計画(平成25年度～29年度)の中間年度に当たる平成28年度に行った中間評価の結果、県民意識調査の結果、国の第4次男女共同参画基本計画、さらに社会経済情勢の変化等を踏まえ策定しています。

(1) 第2次「鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価」結果(平成29年3月公表)

計画の進捗状況等から見た男女共同参画推進上の課題

- ① 固定的性別役割分担意識は根強く残っていることから、男女共同参画社会に関する知識や認識を定着させるためのアウトリーチの継続・拡充が必要。
- ② 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進や主体的に生きる力の育成、男性や若年層への理解の浸透を図ることが必要。
- ③ DVは依然として深刻な状況であり、その根絶に向け、意識啓発や相談・支援体制の充実が必要。
- ④ 男女の生涯を通じた心身の健康を支援するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の普及啓発、総合的な取組の推進が必要。
- ⑤ 関係機関が連携し、生活困窮者に対する相談対応、就労支援に取り組むことが必要。
- ⑥ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を進め、女性が能力を発揮して、いきいきと活躍できる環境づくりが必要。

- ⑦ 男性の育児休業取得率は依然として低い水準にあり，引き続き仕事と生活の調和を図り，男女がともに働きやすい環境づくりが必要。
- ⑧ 地域社会における男女の平等感が低い現状にあることから，市町村等と連携して男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めていくことが必要。
- ⑨ 進捗が低調な数値目標についてのさらなる取組や，実効性を担保するための新たな数値目標の設定等の検討が必要。

(2) 「男女共同参画に関する県民意識調査」結果(平成 29 年 3 月公表)

県民の意識の変化と現状

- ① 男女の地位の平等感
「社会通念，慣習・しきたりなどで」，「家庭の中で」，「地域社会の中で」，「職場の中で」では依然として男性の方が優遇されているという回答の割合が多く，男女の地位の不平等感が存在。
- ② 固定的性別役割分担意識
 - ・ 「夫は外で働き，妻は家庭を守るべき」という考え方を「否定」する割合が，「肯定」する割合を初めて上回ったものの，全国と比較すると依然として「肯定」する割合が高い。
 - ・ 女性の働き方について，初めて「中断なし就業」が「出産・育児による一次中断型・再就職」を支持する人の割合を上回ったものの，全国と比較すると依然として「一次中断型・再就職」を支持する割合は高い。
- ③ 配偶者等からの暴力
配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせを受けた経験がある女性は，約 2.7 人に 1 人(36.6%)であり，全国調査※の 23.7%を上回っている。※平成 26 年度男女間における暴力に関する調査(内閣府)

(3) 国の第 4 次男女共同参画基本計画(平成 27 年 12 月策定，平成 27～37 年度)

改めて強調している視点

- ① 女性活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから，男性中心型労働慣行等を変革し，職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実

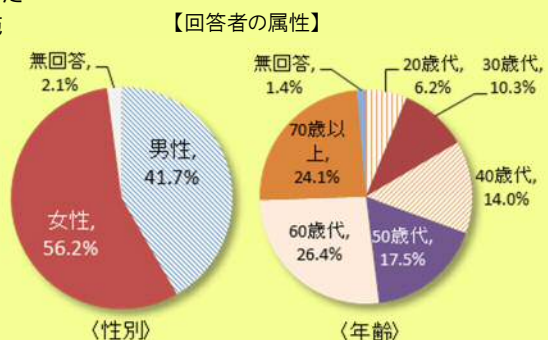
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進，加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ，男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ，女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに，国際社会への積極的な貢献，我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 男女共同参画社会の実現には，地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(4) 社会経済情勢の変化

- ① 人口減少・少子高齢化の進行
- ② 人手不足感の高まり
- ③ 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大
- ④ 家族形態の多様化，地域社会の変化
- ⑤ 価値観・ライフスタイルの変化
- ⑥ 経済のグローバル化の進展 等

【参考】平成 28 年度「男女共同参画に関する県民意識調査」

- 調査目的
県民の男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する意識と実態を把握し，男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進を図るための基礎資料を得る目的で実施
- 20 歳以上の鹿児島県民 5,000 人
(住民基本台帳に基づき無作為で抽出)
- 回収数 2,227 通(回収率:44.5%)
- 平成 28 年8月 15 日(月)~9月 7 日(水)実施
- 郵送による配布・回収



5 本計画のポイント

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した今、多様性を高め、社会経済を支える観点から、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

そのため、本計画は以下の①～⑥にポイントを置いています。

- ① 社会通念、慣習・しきたり、家庭の中などで男女の地位の不平等感が存在している現状を踏まえ、根強い固定的役割分担意識の解消を図る。
- ② 長時間労働を余儀なくされる働き方や、職場の中での男女の地位の不平等感の現状を踏まえ、希望する働き方ができる環境の整備を進める。
- ③ 男女の生涯を通じた心身の健康を支援するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の普及啓発、総合的な取組を進める。
- ④ 配偶者等からの暴力の現状を踏まえ、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、あらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。
- ⑤ 生活困窮者に対する相談対応、就労支援など、困難な状況に置かれている女性等の実情に応じたきめ細かな支援等による、女性等が安心して暮らせるための環境整備に取り組む。
- ⑥ 地域社会における男女の平等感が低い現状を踏まえ、市町村等と連携して男女共同参画の視点に立った地域づくりを進める。

6 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は，“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が，県民一人ひとりの意識に深く浸透し，行動に結びつくことによって，性別にかかわらず，誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し，個性や能力を発揮することができ，かつ，誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を，計画を通して実現するために，次の基本目標を定めます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき，個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

7 重点目標

第2次計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ，基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために，次の6つの「重点目標」を設定します。

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消，教育・学習の推進
- ② 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備
- ③ 生涯を通じた男女の健康支援
- ④ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
- ⑥ 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

重点目標の達成に向けて，「鹿児島県男女共同参画推進条例」第11条の規定に基づき，様々な分野の施策を男女共同参画の視点に立って総合的に展開します。

この計画に策定された施策は，男女共同参画についての意識啓発や地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成，配偶者等からの暴力対策等，男女共同参画の推進に直接関係する施策をはじめ，特に固定的性別役割分担意識が社会の制度や慣行に中立でない影響を及ぼしている事項について，その解消を図るものです。

男女共同参画の理念は，全ての施策に通底しているものであり，よって，この計画に掲載されていない施策においても，男女共同参画の視点を踏まえて実施することが求められます。

そうして実施される施策の積み重ねは，施策間の相乗効果を生み，男女共同参画社会の形成が着実に促進されることとなります。

県男女共同参画推進条例

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は，男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たっては，男女共同参画に配慮しなければならない。

8 戦略的取組

各重点目標を実現するための分野横断的な取組であり，可能な限り経営資源を集中させて取り組むテーマとして，3つの取組を「戦略的取組」として位置付けます。

- ①子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組
- ②男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組
- ③あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組

9 計画の期間

この計画の期間は，平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

10 計画の体系

【基本理念(鹿児島県男女共同参画推進条例第3条)】

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底を成す基本理念です。

基本目標

- 一人ひとりの人権が尊重され
- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

重点目標

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消，教育・学習の推進
- 2 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備
- 3 生涯を通じた男女の健康支援
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

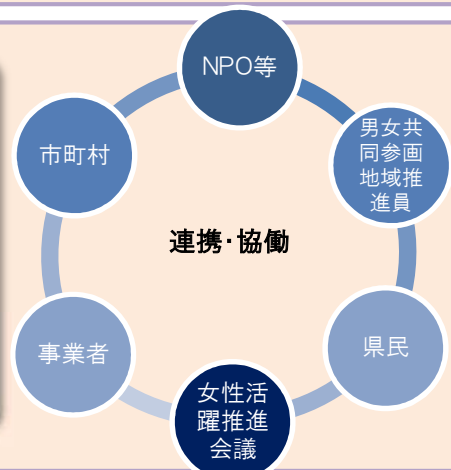
戦略的取組

- (重点目標を実現するための分野横断的な取組)
- ◆ 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組
 - ◆ 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組
 - ◆ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組

推進体制

県

- ① 男女共同参画審議会，男女共同参画推進本部等の機能発揮
- ② 県男女共同参画センターの機能充実
- ③ 男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
- ④ 数値目標の達成に向けた具体的な取組
- ⑤ 施策の進行管理の徹底
- ⑥ 計画の評価及び施策への確実な反映



第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

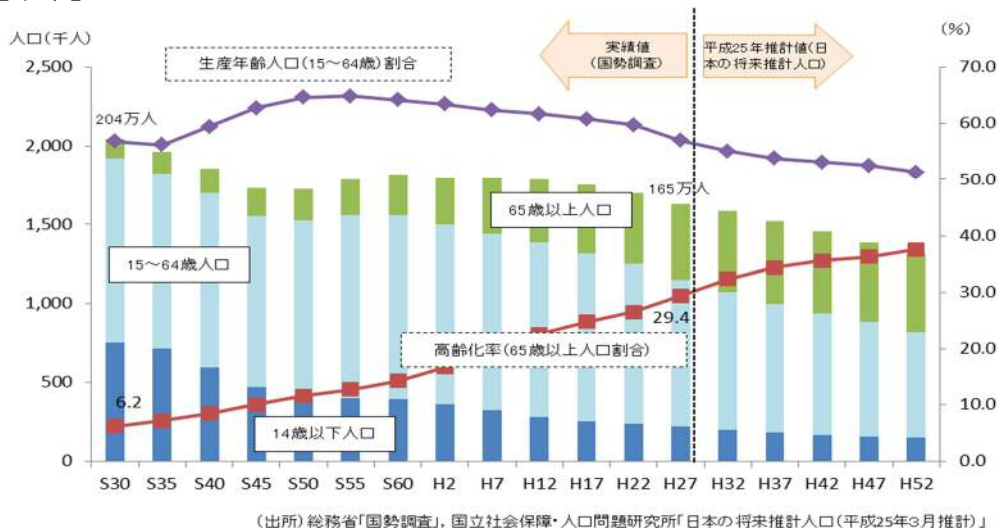
(1) 人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少

本県の総人口は、昭和30年の約204万人をピークに減少に転じ、平成27年には約165万人となっており、今後人口減少は加速的に進行することが予想されています。

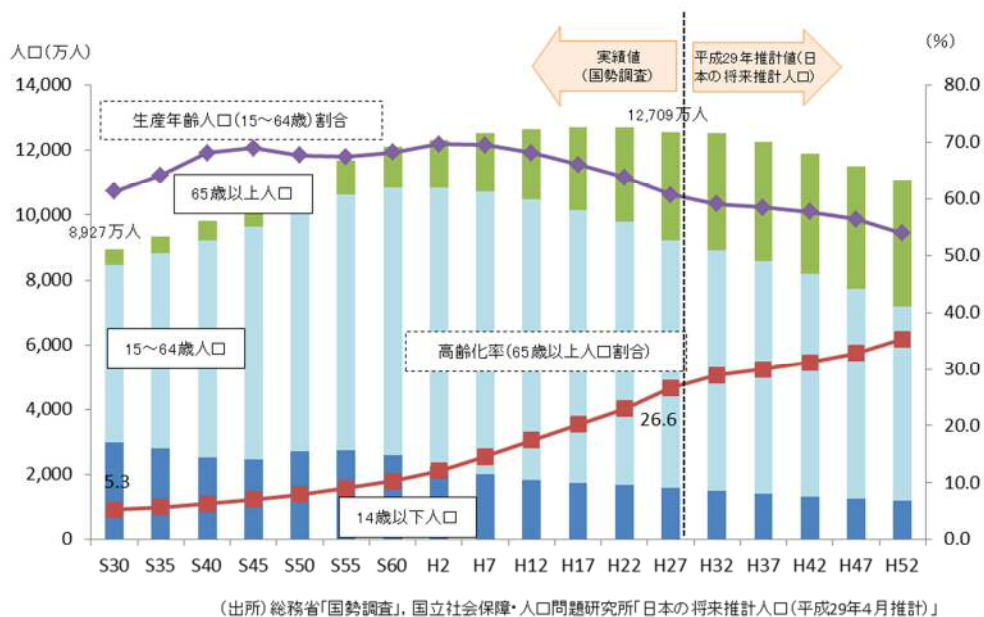
年齢区分別の人口推移を見ると、14歳以下人口や15～64歳の生産年齢人口は減少する一方、65歳以上人口は増加してきています。

その結果、本県の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、昭和30年の6.2%が平成27年には29.4%に上昇し、全国より高い水準で推移しています。

【本県】



【全国】

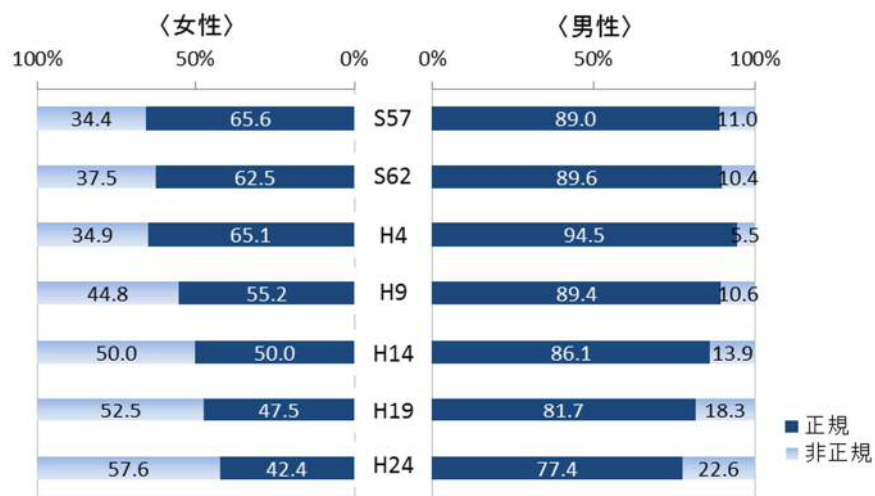


(2) 非正規雇用者の増加と貧困・格差の拡大

本県の状況において、非正規雇用者の割合は増加傾向にあり、性別で見ると、男性に比べて女性の方が非正規雇用者の割合が高くなっています。

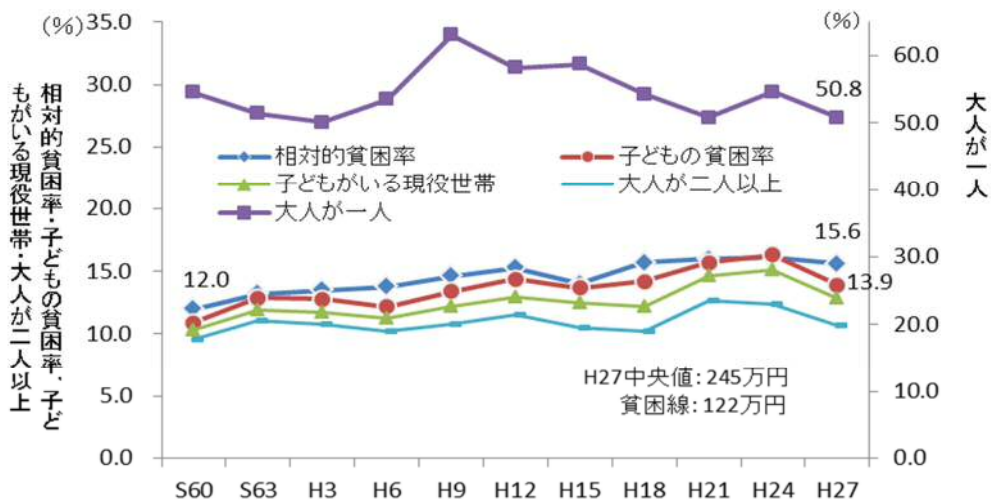
また、貧困について、全国の状況を見ると、平成27年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分、熊本県を除く)は122万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯の割合、熊本県を除く)は15.6%となっています。特に、大人が一人の世帯員では50.8%と、貧困率は高くなっています。

●非正規雇用者の割合の推移〔本県〕



(出所) 総務省「就業構造基本調査」
 ※非正規雇用者の割合は、
 「非正規の職員・従業員」/(「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」)×100。

●貧困率の年次推移〔全国〕

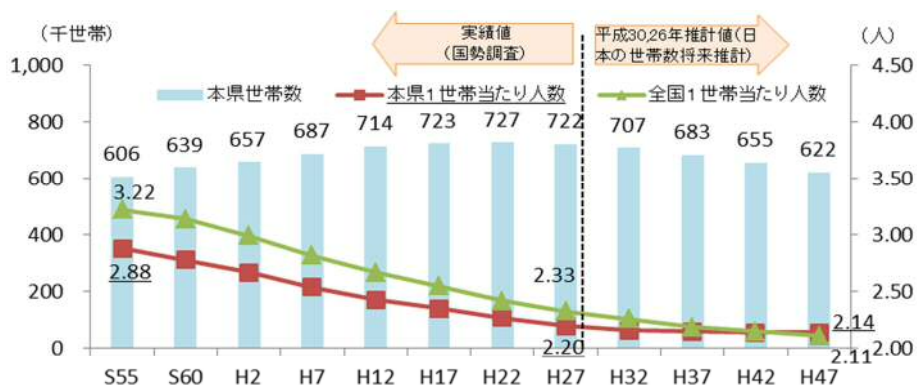


(出所) 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」より

(3) 家族形態の多様化

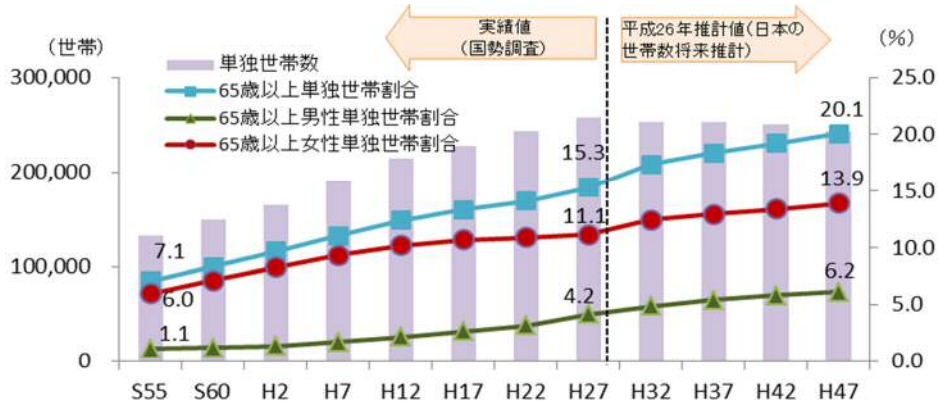
本県の総人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年に減少に転じ、今後は一層減少することが予測されます。あわせて、単独世帯数も減少に転じることが予測されますが、65歳以上の高齢単独世帯は増加傾向にあり、特に高齢女性の単独世帯は、男性の約2倍以上となっています。また、世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べ高くなっており、世帯数が平成27年に減少に転じたものの、母子世帯の割合はほぼ横ばいとなっています。

●世帯数（一般世帯），世帯当たり人数の推移と将来推計〔本県・全国〕



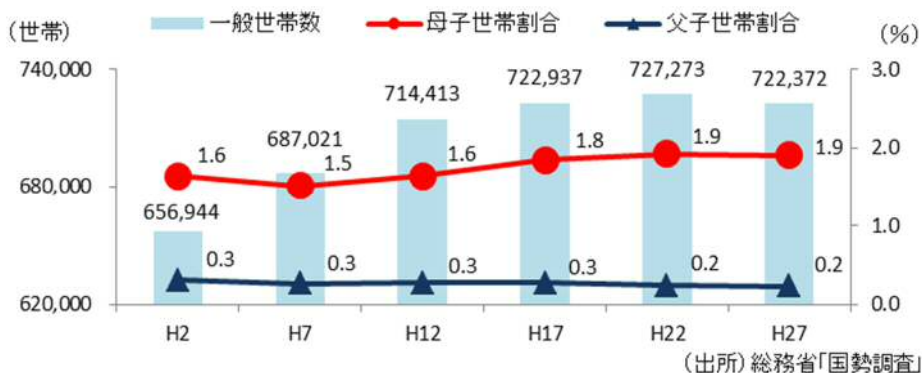
(出所) 総務省「国勢調査」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(本県:H26.4,全国:H30.1推計)」

●単独世帯数，一般世帯総数に占める65歳以上単独世帯（性別）の割合の推移・将来推計〔本県〕



(出所) 総務省「国勢調査」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(都道府県別推計)(H26.4推計)」

●一般世帯数，一般世帯に占める母子世帯，父子世帯の割合の推移〔本県〕



(出所) 総務省「国勢調査」

2 国・県・県内市町村の主な動き（「第2次計画」策定（H25.3）後の動き）

(1) 国の動き

① 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することと改正したいわゆる「配偶者暴力防止法」が平成26年1月に施行されました。

② 「生活困窮者自立支援法」の施行

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を内容とした「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定

女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成27年8月に制定されました。

④ 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

社会全体で女性の活躍の動きが拡大している一方、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況や女性のライフスタイル、世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、それらを解決していくための真に実効性のある取組が求められている中、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(2) 県の動き

① 「男女共同参画に関する県民意識調査」の実施

平成28年8月から9月にかけて、男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、20歳以上の県民の方を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施しました。

② 「女性活躍推進に関する企業実態調査」の実施

平成 28 年 9 月に、県内で働く女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる職場環境・企業風土づくりにおける課題や、女性の活躍に関する意識と実態を把握することを目的として、県内事業所の経営者、従業員の方を対象に「女性活躍推進に関する企業実態調査」を実施しました。

③ 「第 2 次鹿児島県男女共同参画基本計画」の中間評価の実施

第 2 次計画における関連施策の取組状況及び数値目標の達成状況、各種統計調査や「男女共同参画に関する県民意識調査」の結果等を踏まえて、同計画の進捗状況について中間評価を行いました。

④ 「鹿児島県女性活躍推進計画」の策定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定を踏まえ、これまでの取組を更に加速化し、女性の活躍に資する施策の効果的な展開を図るための「鹿児島県女性活躍推進計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。

(3) 県内市町村の動き

① 男女共同参画に関する条例の制定

平成 24 年度までに、薩摩川内市、奄美市、南九州市、和泊町、伊仙町、始良市、霧島市が制定しており、平成 25 年度に鹿児島市、平成 26 年度に知名町、平成 27 年度に与論町、平成 28 年度に鹿屋市、平成 29 年度に出水市が制定しました。

② 男女共同参画基本計画の策定

平成 28 年度までに、県内 43 の全ての市町村において、男女共同参画基本計画が策定されました。

③ 女性活躍推進計画の策定

平成 27 年度に薩摩川内市、平成 28 年度に鹿児島市、指宿市、奄美市、伊仙町が策定しており、平成 29 年度中に枕崎市、出水市、西之表市、日置市、霧島市、いちき串木野市、志布志市、さつま町が策定しています。

④ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する計画の策定

平成 24 年度までに、霧島市、南九州市、伊佐市、和泊町、鹿児島市、奄美市、長島町、薩摩川内市、いちき串木野市、志布志市、始良市、十島村、瀬戸内町、徳之島町、伊仙町、天城町、肝付町が策定しており、平成 29 年度までに鹿屋市、垂水市、大和村、宇検村、龍郷町、知名町、三島村、湧水町、中種子町、屋久島町、喜界町、南大隅町、枕崎市、出水市、西之表市、日置市、曾於市、さつま町が策定しています※。 ※29 年度現在策定作業中の市町村を含む。

⑤ 配偶者暴力相談支援センターの設置

平成 23 年 11 月に知名町が設置後、平成 29 年 4 月までに、薩摩川内市、鹿児島市、鹿屋市、始良市、日置市が設置しました。

第3章 計画の内容

1 施策の体系

重点目標	施策の方向	具体的施策
1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消，教育・学習の推進	(1)意識改革のための啓発推進，制度や慣行の見直し	①男女共同参画の普及・啓発や学習機会の提供及び施策の着実な推進 ②男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人に対する理解促進 ③メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシー向上に向けた取組
	(2)学校教育における男女共同参画の推進	①教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の実施 ②学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女共同参画を推進する取組の充実 ③多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供
	(3)家庭や地域における男女共同参画の理解促進	①生涯教育・社会教育，家庭教育における男女共同参画に関する教育・学習の充実 ②学校・家庭・地域が一体となった男女共同参画意識の醸成に向けた取組の推進
	(4)性の多様性についての理解促進	①性の多様性に関する啓発，相談対応
2 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備	(1)企業トップ等の意識改革や職場風土改革	①企業トップや管理職等を対象とした意識啓発，企業顕彰等 ②職場における固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革及びハラスメント防止対策の推進
	(2)女性の能力発揮・経営への参画及び管理職等への登用促進	①男女の均等な雇用の機会と待遇の確保や非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令等の普及・啓発 ②女性の能力開発や再就職，起業等に対する支援 ③中小企業も含めた企業等や行政，教育分野における女性の登用促進 ④農林水産業や商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
	(3)子育て・介護基盤整備の推進	①子育て支援環境の整備や事業所内保育施設の設置のための支援，地域における介護支援体制の構築
	(4)長時間労働の是正等働き方改革の推進	①長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進，両立支援に向けた意識啓発
	(5)男性の意識改革と家事・育児等への参画促進	①男性の意識改革と家事・育児等参画への気運醸成

重点目標	施策の方向	具体的施策
<p>3 生涯を通じた男女の健康支援</p>	<p>(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援</p> <p>(2)妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進</p> <p>(3)スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進</p>	<p>①健康に関する情報提供や相談等の実施</p> <p>②がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾患等に関する普及啓発</p> <p>①妊娠・出産期における健康管理や医療体制、不妊治療に関する支援の充実</p> <p>②性に関する正しい知識の普及</p> <p>①男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた運動機会の提供や指導者の育成</p>
<p>4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶</p>	<p>(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援</p> <p>(2)デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援</p>	<p>①暴力を容認しない意識の醸成及び関係機関等との連携、協力体制の充実</p> <p>②被害者の安全の確保と心身の健康回復・自立に向けた支援</p> <p>③相談体制の充実に向けた研修等の実施</p> <p>④家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援</p> <p>①交際相手からの暴力(デートDV)の予防啓発</p> <p>②ストーカー行為等への厳正な対処等</p> <p>③性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり</p> <p>④セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組</p>
<p>5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>(1)貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p> <p>(2)障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>①生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援及び就業・生活の安定に向けた取組</p> <p>②ひとり親家庭等への支援</p> <p>①障害のある人や高齢者が安心して暮らせるための男女共同参画の視点を立てた環境の整備</p> <p>②外国人等複合的な困難や課題に直面しやすい人々への支援</p>
<p>6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進</p>	<p>(1)人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり</p> <p>(2)地域における方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>(3)男女共同参画の視点に立った地域防災の推進</p>	<p>①鹿児島県男女共同参画センターの機能の充実及び人材の育成・支援</p> <p>①地域における慣行の見直し及び方針決定過程への女性の参画に向けた取組</p> <p>①地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進</p>

2 重点目標別施策の方向と概要

重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消，教育・学習の推進

現状と課題

社会の制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありませんが、その中には、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、個人の生き方を制約したり、個性や能力の発揮を妨げ、本来尊重されるべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻害し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。このような制度や慣行は、多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きな影響を及ぼしています。

平成28年度に実施した県民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識については、否定する割合が、肯定する割合を今回初めて上回り、意識が変わりつつありますが、全国と比較すると依然として肯定する割合が高い状況にあります。また、「社会通念、慣習・しきたりなど」で約7割、「家庭の中」「職場の中」「地域社会の中」で約5割の人が、男女の地位に不平等感を感じています。

そのため、県の施策をはじめ、家庭、職場、学校、地域等における慣行について、固定的性別役割分担意識を助長したり、性別により機会の不平等をもたらすものではないかを点検し、見直しを進めるとともに、主体的な行動が県民の中で広がるよう、男女共同参画に関する積極的な広報・啓発を推進する必要があります。

また、男女共同参画社会の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。

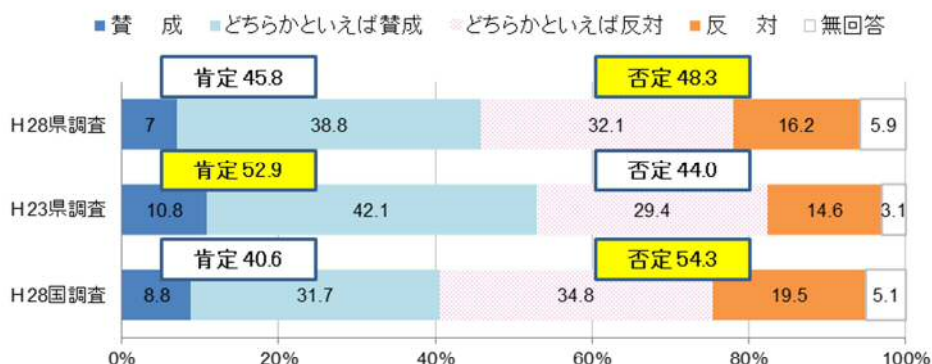
平成28年度の県民意識調査においても、「男女共同参画社会を形成していくために県が力をいれるべきこと」として、約半数の人が、「子どもの頃からの男女平等等についての学習の充実」をあげています。

このようなことから、社会全体で男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組んでいく必要があります。中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育における取組は、子どもたちの自己肯定感や自己尊重感を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育と併せて進めていくことが重要です。さらに、男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるよう、ライフスタイルに応じた支援を行う必要があります。

「性」は、出生時に判定された性別、性自認、性的指向など、様々な要素からなると考えられており、「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」でない人は、人口に占める割合が少ないことから、性的少数者(性的マイノリティ)などと呼ばれています。

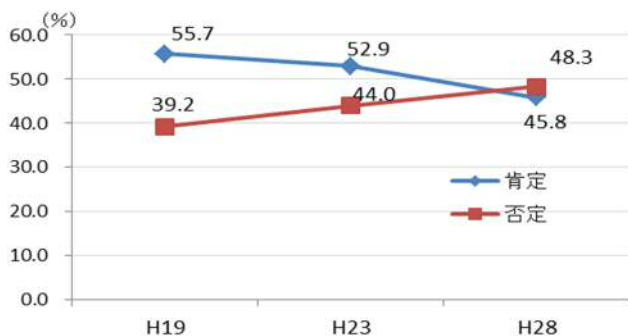
性的少数者であることを理由に差別が行われたりすることのないよう、啓発活動に取り組む必要があります。

●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方〔本県・全国〕



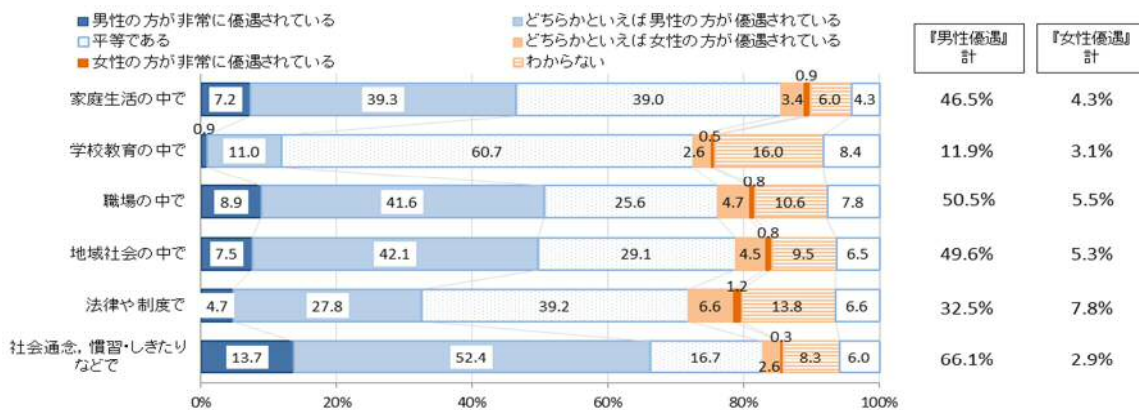
(出所) 男女共同参画室「平成28年度男女共同参画に関する県民意識調査」, 内閣府「平成28年度男女共同参画に関する世論調査」

●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方の推移〔本県〕



(出所) 男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識調査」(各年)

●男女の地位の平等感〔本県〕



(出所) 男女共同参画室「平成28年度男女共同参画に関する県民意識調査」

施策の方向(1) 意識改革のための啓発推進, 制度や慣行の見直し

男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進するとともに、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行の見直しを行います。

具体的施策	内容	所管課等
<p>①男女共同参画の普及・啓発や学習機会の提供及び施策の着実な推進</p>	<p>男女共同参画についての正しい理解が県民に広がるよう、県男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえ、男女共同参画週間事業をはじめ、あらゆる機会を捉えた情報発信や学習機会の提供に取り組むとともに、男女共同参画社会に関する意識と実態を把握するため、定期的に県民意識調査を実施するほか、男女共同参画に関する本県の現状を表す資料等について公表します。</p> <p>また、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について、進行管理や必要に応じた見直しを行うとともに、県民や民間団体からの申出制度の活用等により県民の意見を反映します。</p>	<p>男女共同参画室</p>
<p>②男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人に対する理解促進</p>	<p>県民生活に係る施策を通して、本県における男女共同参画社会の形成の促進につながるよう、それらの策定・実施を担う県及び市町村職員が、男女共同参画について正しく理解するための研修を行います。</p> <p>また、あらゆる分野の相談業務において、人権意識を基盤に相談の質を高めることは、DV等男女共同参画を阻害する行為の早期発見にもつながります。そのため、相談員等に対し男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供等を行います。</p>	<p>男女共同参画室 行政管理室 社会福祉課 消費者行政推進室</p>
<p>③メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシー向上に向けた取組</p>	<p>一人ひとりの考え方や生き方の選択に影響を及ぼすものに、様々なメディアを通じて提供される膨大な情報があることから、メディアに対して、男女の人権に配慮した情報発信を行うよう働きかけます。</p> <p>また、メディアが提供する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性を理解し、その力をつけるための講座の開催や広報啓発を行います。</p> <p>あわせて、公的広報・出版物等に関し、男女共同参画の視点に立った表現を行うための研修等を行います。</p>	<p>男女共同参画室 広報課</p>

施策の方向(2) 学校教育における男女共同参画の推進

子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成を図るため、学校教育等における男女共同参画の取組を推進します。

具体的施策	内容	所管課等
①教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の実施	教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている人の意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者(教職員、保育士等)を対象に、男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するための研修等を実施します。	教職員課 義務教育課 人権同和教育課 子育て支援課 男女共同参画室
②学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女共同参画を推進する取組の充実	学校教育活動全体を通し一人ひとりが人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情を持って、その理念が実践できるよう、教育・学習の一層の充実を図ります。	人権同和教育課 男女共同参画室 学事法制課
③多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供	固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身に付けることができるようなキャリア教育、進路・職業指導の充実を図ります。	義務教育課 高校教育課

施策の方向(3) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進

子どもも大人も共に男女共同参画意識の醸成が図れるよう、家庭や地域において、男女共同参画の理解促進に向けた取組を行います。

具体的施策	内容	所管課等
①生涯学習・社会教育、家庭教育における男女共同参画に関する教育・学習の充実	生涯学習・社会教育、家庭教育において、指導者に対する研修をはじめ、子どもも大人も共に男女共同参画意識の醸成が図れるような教育・学習のあり方についての研究を行うなど、その内容の充実を図ります。	社会教育課 人権同和教育課
②学校・家庭・地域が一体となった男女共同参画意識の醸成に向けた取組の推進	地域学校協働活動や家庭教育支援を推進していく中で、学校・家庭・地域全体の人権意識や男女平等意識の醸成を目指す取組により、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりに努めます。	社会教育課 男女共同参画室

施策の方向(4) 性の多様性についての理解促進

基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別などが行われることがないよう、性の多様性への理解促進に努めます。

具体的施策	内容	所管課等
①性の多様性に関する啓発, 相談対応	<p>性的少数者であることを理由にした偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。</p> <p>学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えます。</p>	<p>人権同和対策課 男女共同参画室 人権同和教育課</p>

重点目標2 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備

現状と課題

鹿児島県における女性(15歳以上)の就業率は46.1%^{※1}であり、働く女性が多い状況にありますが、管理的地位に占める女性の割合は17.5%^{※1}と低い水準に留まっています。また、多くは出産・育児期に就業を中断することから、就業率は30歳から34歳の74.9%(平成27年)を底とする「M字カーブ」を描いており、その雇用形態は子育て期にあたる年代以降はパート、有期雇用、派遣等の非正規雇用の割合が高く、多くは給与水準が低く、長期的なキャリア形成を困難にしており、その結果、職場で経験や知識を蓄積できないなどの現状にあります。

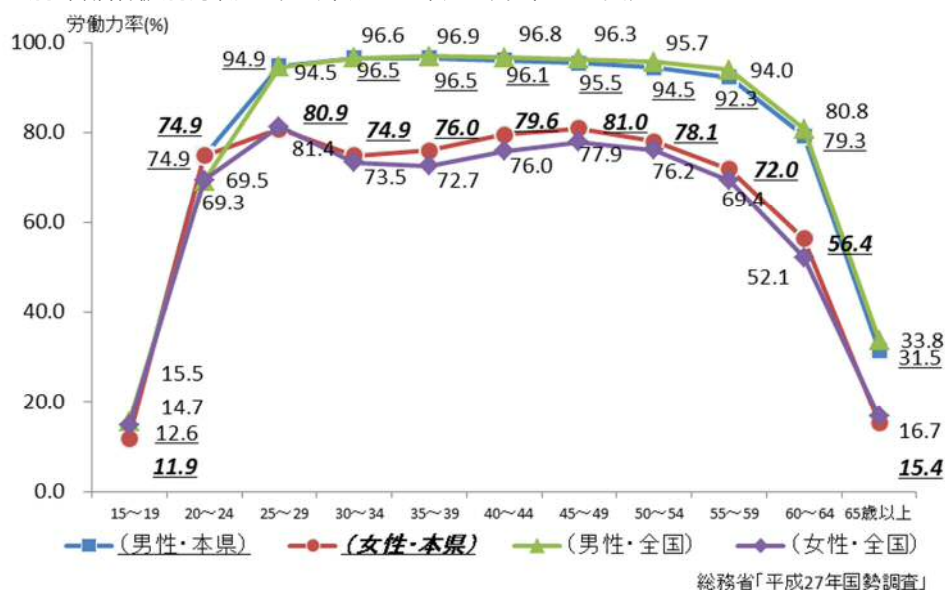
一方、平成28年度に実施した女性活躍推進に関する企業実態調査によると、県内の事業所において、女性の管理職登用を特に増やす考えはないという経営者が半数を占め、その理由としては、女性従業員が少数であること、必要な知識・経験・判断力を有する適任者がいないこと、女性従業員の勤務年数が短いことなどを挙げています。また、女性で管理職に就きたくない理由として、半数が自分の能力に自信がないことを挙げています。

女性の職業生活における活躍の推進に向け、まずは企業トップや管理職等の意識改革や職場風土改革等が重要であり、このことは、長時間勤務等を背景とした男性中心型の労働慣行や職場における固定的性別役割分担意識が、男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼしている状況の改善や、さらなる高齢化の進行を踏まえた介護離職者の防止の面からも要請されます。

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものです。性別にかかわらず一人ひとりの生き方、働き方の多様な選択が尊重されるとともに、それぞれが家庭生活における役割を果たしつつ、職場においても貢献できる働き方改革・意識改革を、社会全体で広げていく必要があります。

※1・・・「平成27年国勢調査就業状態等基本集計」(総務省統計局)

●男女別年齢階級別労働力率(平成27年)〔本県・全国〕



施策の方向(1) 企業トップ等の意識改革や職場風土改革

社会全体の働き方、固定的な性別役割分担意識に基づく雇用慣行等への意識改革に向けた取組を推進します。

具体的施策	内容	所管課等
<p>①企業トップや管理職等を対象とした意識啓発、企業顕彰等</p>	<p>社会全体の働き方や意識の改革、固定的な性別役割分担意識に基づく雇用慣行の変革には、管理職を含めた企業トップの意識改革が最も重要であることから、経済団体と行政機関等が連携して、女性活躍の必要性についてのPRや企業への働きかけをはじめ、優れた取組を行う事業主に対する顕彰や好事例を発信します。</p>	<p>男女共同参画室 雇用労政課</p>
<p>②職場における固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革及びハラスメント防止対策の推進</p>	<p>「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女共に仕事と家庭を両立しづらい職場の雰囲気や、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等を理由とするハラスメント等女性に対する様々なハラスメントの背景として、また男性を中心とした雇用慣行を助長する大きな要因となっています。</p> <p>このため、社会全体における取組と併せて、職場においても固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めるとともに、ハラスメントが起こらないよう男女雇用機会均等法についてあらゆる機会を捉えて周知に努めます。</p>	<p>男女共同参画室 雇用労政課</p>

施策の方向(2) 女性の能力発揮・経営への参画及び管理職等への登用促進

男女の均等な雇用の機会と待遇の確保を促進するとともに、女性の能力開発や再就職等の支援、登用・経営参画促進に向けた取組を推進します。

具体的施策	内容	所管課等
①男女の均等な雇用の機会と待遇の確保や非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令等の普及・啓発	<p>募集・採用、配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止や、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止などを規定する男女雇用機会均等法等の関係法令の幅広い周知・啓発を図ります。</p> <p>また、パートタイム労働者など非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や正規労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法をはじめ関係法令の周知を図ります。</p> <p>なお、労働関係法令等の周知により、非正規労働者をはじめとした労働者の保護を図るとともに、個別労働紛争解決制度の周知や労働相談窓口の設置・案内などにより、個別的労使関係の安定化を図ります。</p>	雇用労政課
②女性の能力開発や再就職、起業等に対する支援	<p>女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、意識の向上やキャリアアップのための能力開発の支援を行います。</p> <p>また、再就職支援として、必要な知識や情報の提供、相談対応をはじめ、職業能力の向上や専門資格を生かした支援等、きめ細かい支援に努めます。</p> <p>さらに、起業・NPO等の立ち上げや地域で活躍する女性等の先進的な取組を収集・発信するとともに、起業を目指す女性等の支援を行います。</p>	男女共同参画室 雇用労政課 医療人材確保対策室 産業立地課 経営金融課
③中小企業も含めた企業等や行政、教育分野における女性の登用促進	<p>中小企業における一般事業主行動計画の策定を促進するとともに、女性の参画が少ない分野での女性が働きやすい職場環境の整備を進めます。</p> <p>さらに、女性の活躍推進に取り組む事業所に対する受注機会の増大を図るため、独自の基準に基づく加点制度等の実施を推進します。</p> <p>あわせて、行政、教育分野においても、研修や人事異動等を通じて人材の育成に努め、女性職員の管理職への登用を推進するとともに、登用状況等の把握・公表を行います。</p>	男女共同参画室 雇用労政課 監理課 人事課 総務福利課 教職員課 県立病院課 警務課 市町村課

具体的施策	内容	所管課等
④農林水産業や商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進	<p>農林水産業や商工業等の自営業において、女性の貢献に見合う適正な賃金の確保や、女性の経済的地位の向上、さらに女性が働きやすい就業環境の整備を促進します。</p> <p>また、女性が経営方針等の決定過程に参画するために、経営者として必要な知識・技術を習得する機会を提供します。</p>	<p>経営技術課 森林技術総合センター 森林経営課 水産振興課 商工政策課</p>

施策の方向(3) 子育て・介護基盤整備の推進

出産・育児、介護等により就業を中断、離職することなく継続できるような環境づくりを進めます。

具体的施策	内容	所管課等
①子育て支援環境の整備や事業所内保育施設の設置のための支援、地域における介護支援体制の構築	<p>子ども・子育て支援新制度において、実施主体である市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じて、認定こども園等の整備を促進するほか、子どもを持つ保護者の多様な働き方にも対応できる保育サービス等の充実などにより、仕事と子育ての両立のための環境の整備をより一層進めます。</p> <p>併せて、介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。</p>	<p>子育て支援課 医療人材確保対策室 介護保険室 高齢者生き生き推進課</p>

施策の方向(4) 長時間労働の是正等働き方改革の推進

働き方を見直し、仕事と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるような取組を推進します。

具体的施策	内容	所管課等
①長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進, 両立支援に向けた意識啓発	<p>長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等をはじめとする働き方改革を推進するため, 企業トップの意識啓発や仕事と生活の調和に取り組む企業への支援を行い, ライフステージに応じて, 男女ともに希望に沿って仕事と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進します。</p> <p>また, 事業所に対し, 両立支援等の雇用環境の整備に積極的に取り組む企業の認定及び特例認定制度の周知や, 育児・介護休業法, そのほか仕事と子育てや介護の両立のための関係法令等の周知に努めるとともに, 短時間勤務制度やテレワークの普及等, 労働時間の短縮等働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援に関する制度の導入・定着を推進します。</p>	男女共同参画室 雇用労政課 経営金融課

施策の方向(5) 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進

これまでの固定的性別役割分担意識を解消し, 男性が家事・育児等に参画しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。

具体的施策	内容	所管課等
①男性の意識改革と家事・育児等参画への気運醸成	<p>男性の家庭生活への参画を進めるため, 男性による育児休業等の両立支援制度の活用促進や社会全体の働き方や意識の改革, 職場風土の改革を進め, 男性が家事・育児・介護に主体的に参画しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。</p>	男女共同参画室 子育て支援課

重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

男女が主体的に行動し、健康を享受できるようにするために、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、特に女性においては妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があるといった、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

さらに、平均寿命の伸長や近年の女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。

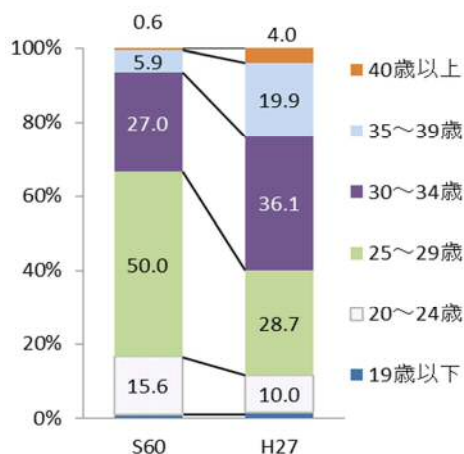
また一方で、望まない妊娠や性感染症の実態がありますが、その背景には性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別(ジェンダー)があり、それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)についての県民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が必要です。

加えて、本県の自殺者の約7割は男性^{※1}であり、この背景には、経済・生活問題や勤務問題、また男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすいということなどが考えられることから、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援を進める必要があります。

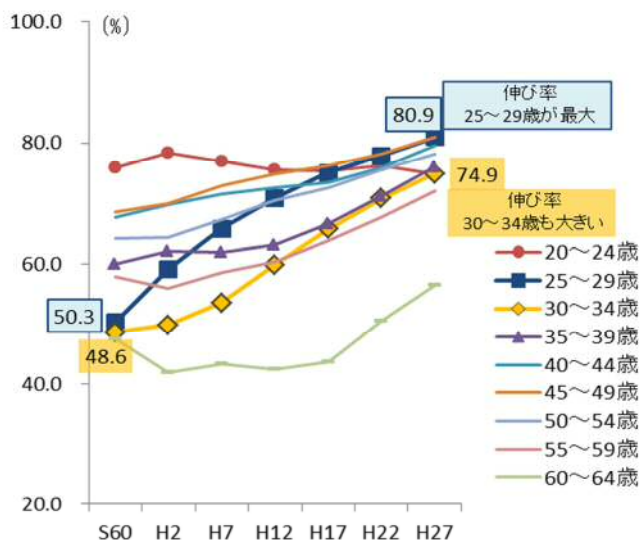
※1…「平成27年国勢調査就業状態等基本集計」(総務省統計局)

●母の年齢階級別出生割合〔本県〕



(出所) 子ども福祉課「平成27年度鹿児島県の母子保健」

●年齢階級別、女性の労働力率の推移〔本県〕



(出所) 統計課「平成27年国勢調査就業状態等基本集計 鹿児島県の概要」

施策の方向(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

男女共同参画社会の形成の前提となる、男女が主体的に行動し、健康を享受できるようにするための、生涯にわたる健康の包括的な支援を行います。

具体的施策	内容	所管課等
①健康に関する情報提供や相談等の実施	<p>男女が、生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健(検)診体制を充実させるとともに、性差に配慮した医療や健康支援を推進します。</p> <p>特に女性は、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目しつつ、近年における女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた、適切な健康の保持・増進を支援します。</p> <p>また、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指数が悪く、30代、40代を中心に長時間労働者が多い状況等を踏まえ、男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。</p>	健康増進課 子ども家庭課 障害福祉課
②がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾患等に関する普及啓発	<p>女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率の向上に取り組むとともに、早期発見・予防のための普及啓発や、女性が受診及び相談しやすい環境を確保します。</p>	健康増進課

施策の方向(2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

女性の健康にとっての大きな節目である妊娠・出産期における健康支援と性に関する正しい理解の促進に向けた取組を行います。

具体的施策	内容	所管課等
①妊娠・出産期における健康管理や医療体制、不妊治療に関する支援の充実	<p>男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の重要性について、県民への理解の浸透に取り組みます。</p> <p>また、どの地域においても安心・安全に妊娠・出産ができるために、医療体制の整備や経済的支援、健康管理の充実を図ります。</p> <p>併せて、不妊治療に係る経済的負担の軽減や不妊・不育の専門の相談体制の充実を図ります。</p>	<p>男女共同参画室 子ども家庭課 医療人材確保対策室 子育て支援課</p>
②性に関する正しい知識の普及	<p>性感染症の罹患率、人工妊娠中絶の実施率等の動向を踏まえつつ、個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、性に関して正しい知識を身に付け、適切な行動を取ることができるようにするため、学校における教育の充実を図ります。</p>	<p>保健体育課 子ども家庭課</p>

施策の方向(3) スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進

スポーツ活動を通じた、生涯にわたる健康を確保するための取組を推進します。

具体的施策	内容	所管課等
①男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた運動機会の提供や指導者の育成	<p>男女の健康状況や運動習慣が異なることなどを踏まえ、全ての人ができる環境整備を行います。</p> <p>そのため、スポーツ指導者においても女性の参画を進めるとともに、かごしま国体においても、女性アスリートを取り巻く環境を踏まえ、女子選手支援(医療・科学サポート体制・育児サポート等)や指導者の資質向上に向けた取組を行います。</p>	<p>保健体育課 競技力向上対策課</p>

重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があるとされており、これらの暴力の根絶は男女共同参画社会を形成する上での喫緊の課題です。

そのため、「配偶者暴力防止法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動に困難を抱えています。

平成28年度に実施した県民意識調査によると、配偶者や親しい異性から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けた経験がある女性は、36.6%で前回調査(35.6%)とほぼ横ばいであり、2.7人に1人が被害を経験し、「何度もあった」が14.6%であるなど、深刻化が懸念されるどころです。また、配偶者や親しい異性から暴力を受けた経験のある女性の4割は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

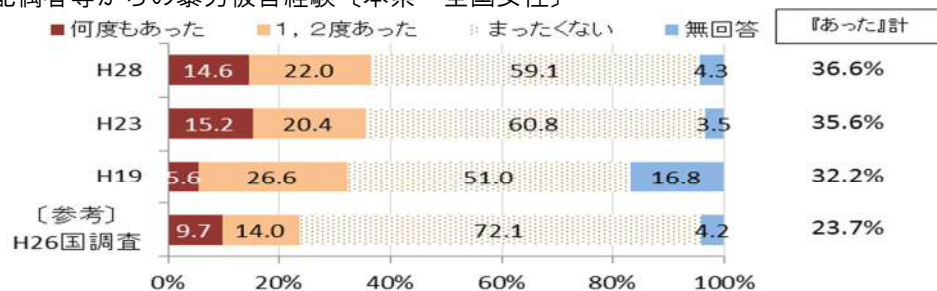
一方、被害者が必要とする支援を提供し、将来において新たな被害者を生み出さないために、加害者対応の必要性も高まっています。

また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力をはじめ、暴力は一層多様化しています。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

●配偶者等からの暴力被害経験〔本県・全国女性〕



(出所) 男女共同参画室「平成28年度男女共同参画に関する県民意識調査」、
内閣府「平成26年度男女間における暴力に関する調査」

施策の方向(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、総合的で切れ目のない被害者支援を行います。

具体的施策	内容	所管課等
<p>①暴力を容認しない意識の醸成及び関係機関等との連携、協力体制の充実</p>	<p>暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における女性に対する暴力に焦点を当てた教育や啓発に取り組みます。</p> <p>また、配偶者等からの暴力は、依然として個人的な問題としてとらえられる傾向にあり、「どこにも誰にも相談していない」被害者の潜在化が課題です。そのため、被害者を早期に発見し、支援に結びつけていくことができるよう、配偶者等からの暴力の現状や特性、被害者保護の制度の浸透等を図ります。</p> <p>さらに、「鹿児島県配偶者暴力防止計画」に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み、配偶者等からの暴力対策会議を活用して関係機関・団体との連携強化を図ります。</p> <p>市町村においても、地域の実情に応じた配偶者等からの暴力対策が積極的に行われるよう、基本計画の策定や庁内連絡体制の整備等の取組を支援します。</p>	<p>男女共同参画室 子ども家庭課 社会福祉課 生活安全企画課</p>
<p>②被害者の安全の確保と心身の健康回復・自立に向けた支援</p>	<p>身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関が連携協力して一時保護施設への入所等の適切な保護に結びつけます。</p> <p>被害者の保護を行う関係機関においては、被害者が安心して心身の回復を図ることができるよう、サポート体制や加害者の追跡を想定した警備体制の充実を図ります。併せて、被害者の関係者や支援者の安全確保にも努めます。</p> <p>また、被害者が心身の健康を回復するため、医療機関、配偶者暴力相談支援センター等が連携して専門的ケアを受けられるようにするとともに、被害者の自立した生活を支援するための就業、住宅の確保、保護命令制度や支援制度の利用等を支援します。</p>	<p>子ども家庭課 生活安全企画課 男女共同参画室 住宅政策室</p>
<p>③相談体制の充実に 向けた研修等の実施</p>	<p>相談機関等において、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、研修会やスーパービジョンを実施し、配偶者等からの暴力に対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等を養成します。</p>	<p>男女共同参画室 子ども家庭課</p>

具体的施策	内容	所管課等
④家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	子どもが育つ家庭環境に配偶者に対する暴力が存在することは、児童虐待にあたり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。周囲の様々な立場の人は、その環境にある子どもを早期に発見し、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所によるケアにつなぐとともに、それら関係機関が連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。	子ども家庭課

施策の方向(2) デートDV, 性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援

いわゆるデートDVについての予防啓発をはじめ、性犯罪やストーカー行為等への対策及び被害者支援を行います。

具体的施策	内容	所管課等
①交際相手からの暴力(デートDV)の予防啓発	若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力に関する理解を深めるための啓発を行うとともに、相談しやすい環境づくりと相談対応の充実を図り、被害者の早期発見と安全確保を含めた適切なケアを行います。	男女共同参画室
②ストーカー行為等への厳正な対処等	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)に規定するストーカー行為等の被害者に対して、同法に基づく援助や各種被害防止策を的確に実施します。 一方、同法に抵触する行為に対しては、警告、禁止命令等の行政措置や検挙措置等を徹底します。 また、関係機関が連携を強化して、被害者を支援します。	生活安全企画課
③性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり	生活の平穏を害し、人間の尊厳を傷つける性犯罪に対しては、関係法令に基づき適切に対処するとともに、被害者の心情に配慮した適切な対応を行います。 また、性犯罪防止のための環境づくりや、性被害にあわれた方が、安心して相談でき、必要で途切れのない支援が迅速に受けられるよう体制の充実・強化に努めます。	捜査第一課 生活安全企画課 相談広報課 生活・文化課
④セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組	セクシュアル・ハラスメントは個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあります。男女の上下関係や力関係など、男女が置かれている状況を背景とした、社会の構造的な問題であるという理解を広め、その防止対策や被害者支援、その根底にある差別意識の解消に向けた啓発を進めます。	男女共同参画室

重点目標5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

非正規雇用労働者やひとり親家庭等，生活上の困難を抱える人の増加が見られる中，女性は，出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと，賃金等の処遇に男女格差があること，配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで，男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

特に，高齢単身女性の貧困については，高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく，様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意する必要があります。

さらに，障害のある女性や外国人の女性などは，女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

一方，男性の単身世帯や父子世帯，介護中の男性の中には，地域からの孤立化等の問題を抱えている人がいますが，その背景には，固定的性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

このように，様々な困難な状況に直面している人々が，安心して暮らせるようになるためには，社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。

●ひとり親家庭の現状（就業状況）〔全国〕

	母子世帯	父子世帯	一般(15～64歳)
就業率	81.8%	85.4%	女性 66.0% 男性 82.5%
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2%	68.2%	女性 41.6% 男性 69.5%
就業者のうち 自営業	3.4%	18.2%	女性 3.3% 男性 7.6%
就業者のうち パート・アルバイト等	43.8%	6.4%	女性 38.1% 男性 7.3%
平均年間就労収入 〔母又は父自身の就労収入〕	200万円	398万円	平均給与所得 女性 280万円 男性 521万円

(出所)厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」，
総務省「平成28年労働力調査」，国税庁「28年分民間給与実態統計調査」
一般の就業率は，労働力調査における15～64歳の就業者数をもとに男女共同参画室で作成。

施策の方向(1) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

貧困等生活上の困難な状況に直面している女性等が安心して暮らせるよう、自立等に向けた支援を行います。

具体的施策	内容	所管課等
①生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援及び就業・生活の安定に向けた取組	<p>複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じて、その自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、居住確保支援、家計相談支援等を包括的に行います。</p> <p>また、雇用における男女の均等な機会と公正な待遇の確保について周知・啓発を図り、女性の就業継続や再就職の支援等の取組を行います。</p>	社会福祉課 雇用労政課
②ひとり親家庭等への支援	<p>ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで生活上の困難や課題を抱えやすく、仕事と家庭の両立も難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、生活、就業、経済面などの総合的な支援を行います。</p> <p>特に女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多く経済的に困窮しやすいこと、男性は、固定的性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方により地域から孤立しやすいことなどに配慮します。</p>	子ども家庭課

施策の方向(2) 障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

女性であること、男性であることでさらに困難な状況に置かれる可能性があることを考慮しながら、誰もが安心して暮らせるための環境づくりを進めます。

具体的施策	内容	所管課等
①障害のある人や高齢者が安心して暮らせるための男女共同参画の視点を立てた環境の整備	<p>高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていること、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることを踏まえた上で、生活自立を支える制度や環境・社会基盤整備、身体的性別に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進めます。</p>	<p>社会福祉課 障害福祉課 介護保険室 高齢者生き生き推進課</p>
②外国人等複合的な困難や課題に直面しやすい人々への支援	<p>外国人等様々な偏見等により生活上の困難に直面しやすい人々の支援にあたっては、女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意します。 また、その他人権を侵害される問題については、性別に起因した複合的な人権問題が存在していることへの認識に立った普及・啓発を行います。</p>	<p>国際交流課 人権同和対策課</p>

重点目標6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの現場である地域社会を取り巻く状況も複雑化し、多くの課題を抱えています。

そうした多様化・複雑化する地域課題の解決には、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、「共助」の力として、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

しかしながら、自治会等地域コミュニティにおける組織が、慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

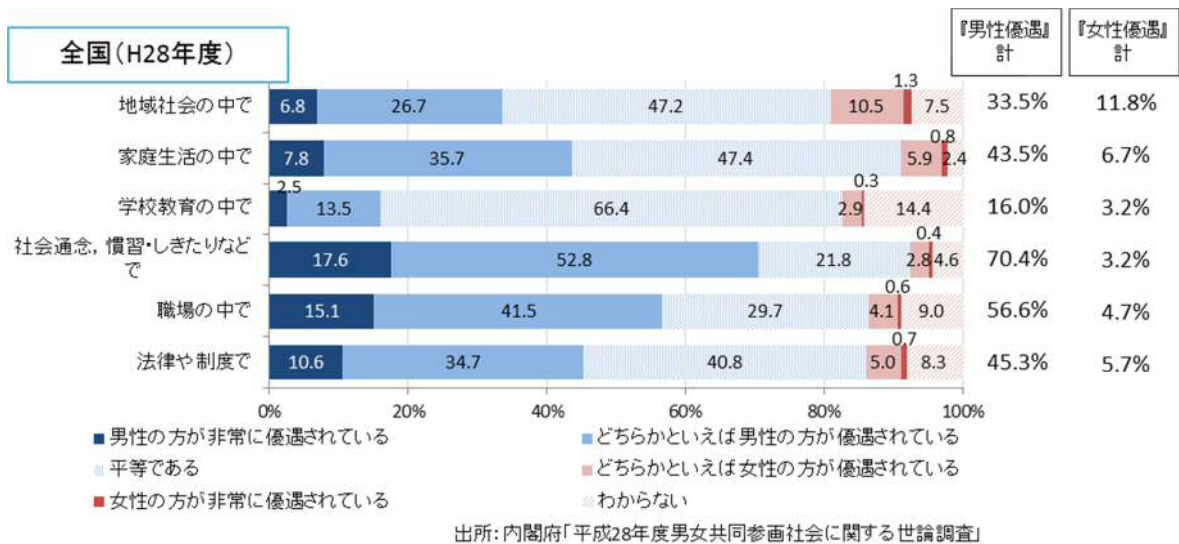
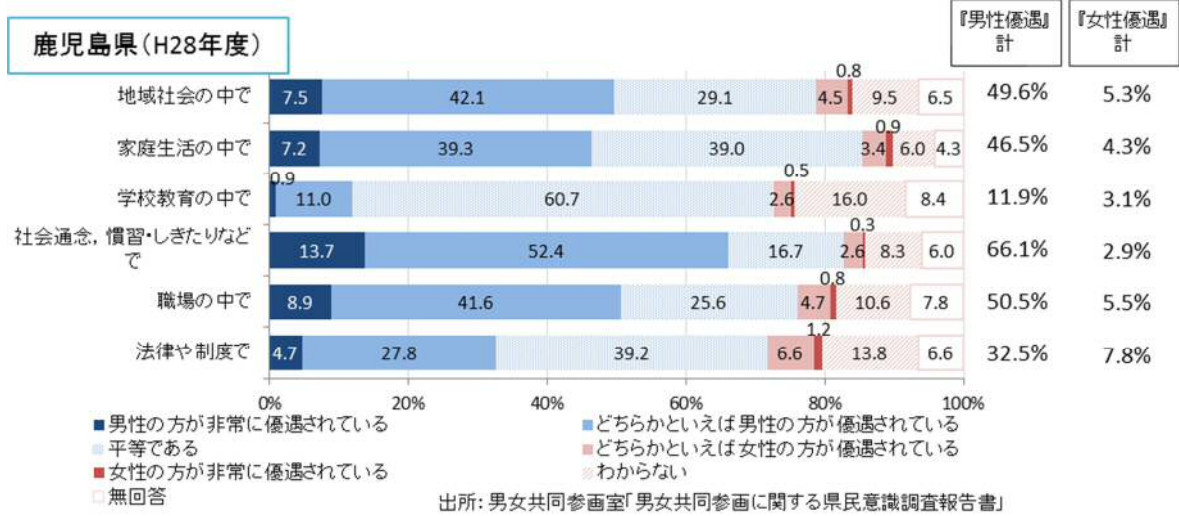
また、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることがあります。

そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

近年は、自治会等地域コミュニティにおける組織やNPO等が、県や市町村と協働して、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた様々な取組を展開しています。

これらの取組が確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、性別や年齢、障害の有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支えるといった、人権尊重と男女平等を基盤とする、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを推進する必要があります。

●地域ほか各分野での男女の地位の平等感〔本県・全国〕



※九州各県の状況を 51 頁以降に掲載。

施策の方向(1) 人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり

地域で男女共同参画を推進する人材を育成し、男女共同参画の基盤づくりを進めます。

具体的施策	内容	所管課等
①鹿児島県男女共同参画センターの機能の充実及び人材の育成・支援	多様な主体との連携、協働により、地域における男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センターの事業内容の充実を図ります。 あわせて、男女共同参画地域推進員など地域で男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、その活動を支援します。	男女共同参画室

施策の方向(2) 地域における方針決定過程への女性の参画拡大

地域における固定的性別役割分担意識に基づく旧来の運営のあり方等の見直しを促進するなど、女性の方針決定過程への参画に向けた取組を推進します。

具体的施策	内容	所管課等
①地域における慣行の見直し及び方針決定過程への女性の参画に向けた取組	それぞれの地域において、固定的性別役割分担意識に基づく旧来の運営のあり方や活動内容等の慣行の見直しに向けた意識啓発及び学習機会の提供等を行います。 あわせて、性別や年齢等にかかわらず広く住民の中から活動の担い手を育成し、方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。	男女共同参画室 共生・協働推進課 社会教育課 経営技術課

施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

性別、年齢や障害の有無、家族形態や経済力等、様々な社会的立場によって災害がもたらす影響は異なるということを考慮しながら、地域防災の取組を推進します。

具体的施策	内容	所管課等
①地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進	地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に向けて、地域防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大に取り組むほか、男女共同参画の視点を踏まえた防災教育や災害対応に向けた取組を行います。	社会福祉課 危機管理防災課 消防保安課

3 戦略的取組について

① 子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組

内容
<p>性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学びを通して、子どもたちには、人権意識や男女平等意識が醸成されることとなります。そのことによって、将来を見据えた自己形成の基盤である自己肯定感や自己尊重感が生まれ、多様な生き方・働き方を主体的に選択する力を身につけることとなります。</p> <p>また、いじめや虐待など子どもたちを取り巻く深刻な人権問題の解決にもつながります。</p> <p>このため、男女共同参画と子どもに係わる部局及び市町村が連携、協働し、子どもたちが男女共同参画の理解を深める取組を学校、家庭、地域が一体となって推進します。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童・生徒への男女共同参画の理解を深めるための学習の提供・ 教職員や保護者を対象とした男女共同参画についての研修の実施・ 生徒に対する男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の実施・ 生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に基づく人権の視点に立った性教育の実施・ 生徒や学生を対象とした交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践

② 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組

内容
<p>地域コミュニティにおける様々な活動が、特定の性や年齢層等で担われていると、住民の価値観やライフスタイル、家族形態の多様化への対応を困難にし、人間関係の希薄化や単身者等の孤立化などの問題をみえなくする可能性があります。</p> <p>地域には、例えば防犯・防災、健康づくり、要介護者の支援、子どもの教育、DVや虐待の早期発見、貧困など生活上の困難にある人、孤立しやすい人への対応、異文化への理解など様々な課題に取り組む役割が期待されています。</p> <p>これらの対応に当たっては、性別や年齢、障害の有無にかかわらず多様な人々が参画できるよう、「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画の視点が不可欠です。</p> <p>地域コミュニティにおける活動に男女双方の参画を推進し、複雑化・多様化する地域の課題を解決するために、関係部局と市町村、NPO 等地域の多様な主体が連携、協働し、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進します。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域で男女共同参画を推進する人材の育成・ 男女共同参画の視点に立った地域課題解決型実践活動の支援

③ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組

内容
<p>経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。</p> <p>そのため、行政、教育、雇用、農林水産業・商工業等の自営業、各種機関や団体、組織等に対して、女性の能力発揮の重要性について認識を深める啓発を行うとともに、女性の参画状況を把握し、女性の役員等への登用について要請を行います。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 啓発のためのセミナー等の実施・ 県審議会等における女性委員登用へのさらなる取組促進

第4章 推進のあり方

この計画を着実に推進するため、県の推進体制を充実・強化し、適切な進行管理を行うとともに、県、市町村、県民及び事業者の協働による取組を進めます。

1 県の推進体制

(1) 男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮

「鹿児島県男女共同参画推進条例」に基づき設置した男女共同参画審議会において、基本計画の策定、県の施策の実施状況、苦情・相談の処理状況など男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

また、男女共同参画社会の形成に向けた施策を各部局が相互に連携を図りながら総合的、計画的に推進するため、男女共同参画推進本部において、各部局の計画の進捗状況を確認し、施策の改善・見直しを積極的に進めます。

(2) 鹿児島県男女共同参画センターの機能充実

男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する総合的な拠点として、広報・啓発、人材の育成、団体の活動支援、情報提供、相談等それぞれの機能の充実とそれらの有機的な連携により、県全域を対象にした広域的・効果的な事業を展開します。

事業実施に当たっては、市町村における取組の参考になることや、センターから遠隔地に住む県民の学習や相談等の機会を確保することに配慮します。

また、男女共同参画地域推進員や男女共同参画を推進する民間団体と連携、協働して、広報啓発等の事業を実施します。

(3) 男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用

「鹿児島県男女共同参画推進条例」第15条第1項の規定に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に対して、県民及び民間団体から申出を受ける制度については、男女共同参画地域推進員の協力を得て、県民に広く周知し、その活用を促進します。

また、申出があったときは、関係機関と協力して適切に対応するとともに、施策の改善・見直しに反映します。

(4) 数値目標の達成に向けた具体的な取組

本計画を男女共同参画の施策の推進を図るための実効性のあるアクション・プランとするため、25の数値目標を設定し、その達成に向けた具体的施策を総合的に実施します。

また、数値目標の達成状況とともに、その達成の成果による男女共同参画社会の進

展の状況について検証を行います。

(5) 施策の進行管理の徹底

計画に基づく関連施策の実施に当たって、「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう、施策の進行管理を徹底します。

また、その実施状況について、男女共同参画推進本部における協議や男女共同参画審議会による調査審議を経て、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第8条に基づき報告書を作成し、公表します。

(6) 計画の評価及び施策への確実な反映

計画に基づいた関連施策の実施状況について、成果指標を設定するなど総合的な評価の仕組みを確立します。それに基づき適正に評価を実施し、その結果を施策に確実に反映させます。

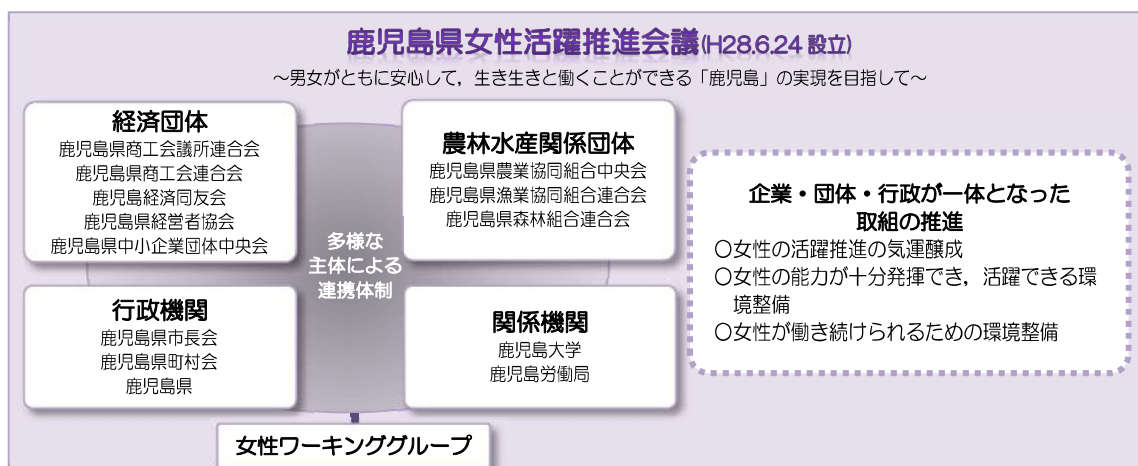
2 男女共同参画地域推進員やNPO、事業者、女性活躍推進会議等との連携、協働

男女共同参画地域推進員やNPO、事業者等と有機的に連携、協働し、男女共同参画社会の形成に取り組みます。

そのうち、男女共同参画地域推進員や民間団体については、男女共同参画の視点に立った地域課題解決型実践活動を支援するとともに、その実践例の普及を図ります。

また、事業者を対象とした広報・啓発事業等を実施し、事業者に対して、事業活動において男女共同参画の推進に取り組むことを働きかけるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を要請します。

さらに、職業分野における女性の活躍推進については、本県における女性活躍の推進主体として、各種経済団体、大学等県内の主要な団体で構成する県女性活躍推進会議と連携、協働して取り組みます。



3 市町村との連携，協働

男女共同参画社会の形成に向けては，県民の最も身近な行政機関である市町村の取組が極めて重要です。そのため，市町村職員を対象とした研修会や地域における男女共同参画の推進役となる人材を育成する講座の開催，市町村が取り組む場合に参考となる事例等の情報提供を行い，男女共同参画の推進に市町村と連携，協働して取り組みます。

【参考：かごしま男女共同参画自治体研究会の活動】

平成28年度，市町村担当者による，男女共同参画行政を推進するための自主的な研究会が立ち上がりました。

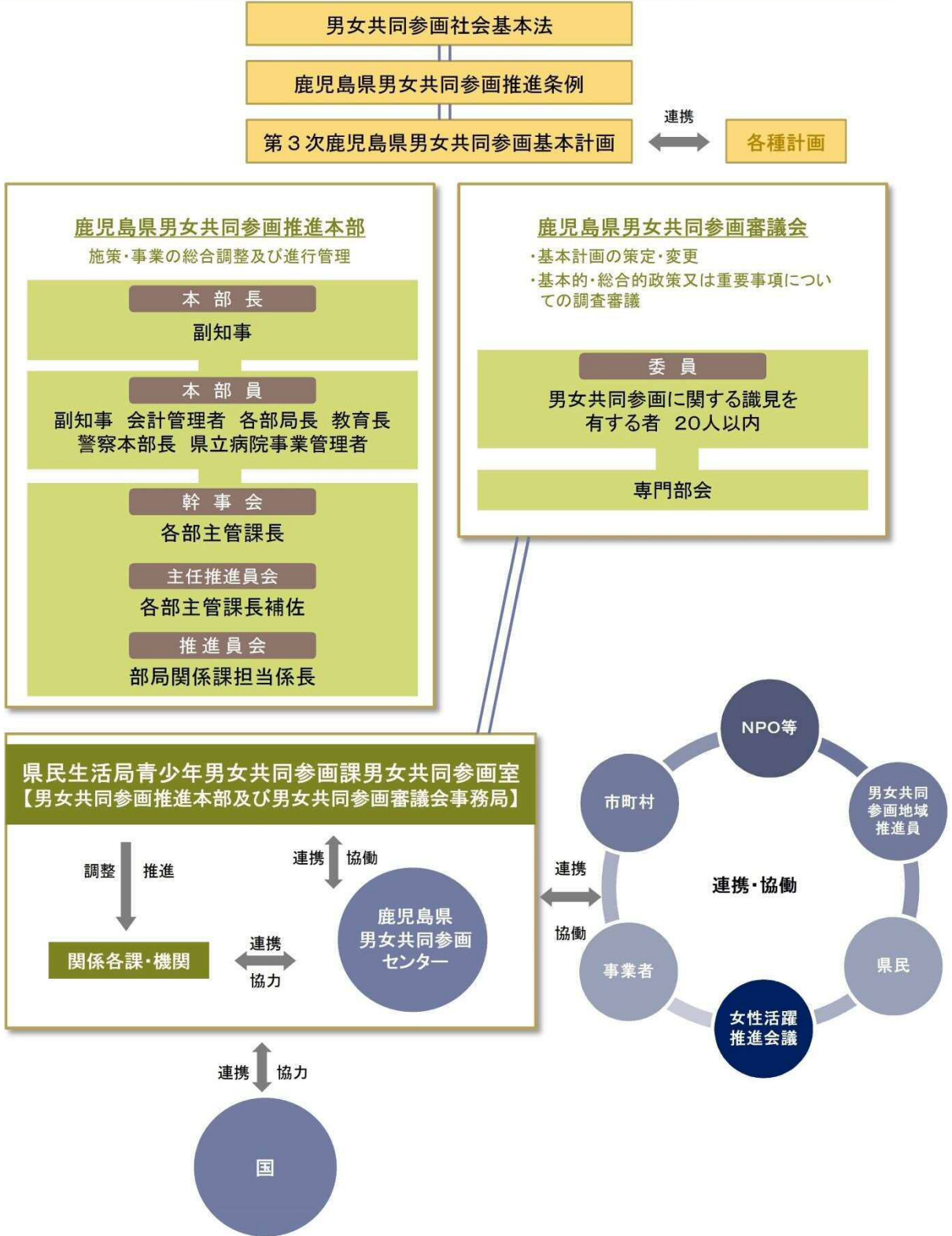
この研究会は，男女共同参画行政を推進する上での諸課題について市町村を越えて共有し，男女共同参画社会の実現に向けた効果的な施策等について検討・研究する取組を行っています。

これまで，各市町村間において，計画の策定方法や施策の展開をはじめとした情報共有が積極的に行われてきたところですが，今後この研究会を中心として，さらなる男女共同参画行政の質的向上や地域連携の推進が期待されます。

〈これまでの取組〉

- 男女共同参画推進行政事務機能の整理
- 男女共同参画市町村事務処理要領及びスケジュールモデルの作成 等

男女共同参画の推進体制



別表1 数値目標

番号	重点目標	設定項目	現状		目標値		設定計画	所管課等
			数値	年度	数値	年度		
1	1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	72.0%	28	100%	34		男女共同参画室
2	1	「県男女共同参画センター」を知っている人の割合	30.6%	28	50%	34		男女共同参画室
③	2	鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度登録数	22 社	29	150 社	34	女活	男女共同参画室
④	2	県の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性職員の割合(知事部局等)	6.5%	29	15%	37	女活 特定	人 事 課
⑤	2	県の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性職員の割合(教育委員会)	11.5%	29	15%	37	特定 (教)	総務福利課
⑥	2	市町村の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性の割合	6.0%	29	10%	34		男女共同参画室
⑦	2	事業所の管理的地位(課長相当職)に占める女性の割合	14.3%	28	15%	32	女活	男女共同参画室
⑧	2	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	45.8%	28	70%	31	未来 女活	雇用労政課
9	2	県の審議会等委員への女性の登用率	38.2%	28	40% 以上	34		男女共同参画室
10	2	女性農業経営士の認定者数	424 人	29	460 人	34	農山 女活	経営技術課
11	2	保育所待機児童数	354 人	29	0 人	31	未来	子育て支援課
⑫	2	放課後児童クラブ待機児童数	432 人	29	0 人	31	未来	子育て支援課
⑬	2	県の男性職員の出産補助休暇の年間取得者数の割合	94.8%	28	100%	31	特定	人 事 課
⑭	2	県の男性職員の育児参加休暇の年間取得者数の割合	84.4%	28	100%	31	特定	人 事 課
⑮	2	県の男性職員の育児休業の取得割合	2.1%	28	10%	31	特定	人 事 課
16	2	事業所における男性の育児休業取得率	2.7%	28	9.7%	34	女活 創生	雇用労政課
⑰	2	男性の家事・育児時間	63 分	28	67 分	31	未来	子育て支援課
18	2	かごしま子育て応援企業登録数	377 社	28	590 社	34	未来	雇用労政課
19	3	「女性にやさしい医療機関」の数	67 機関	28	100 機関 以上	34	健康	健康増進課
20	3	子宮頸がん検診受診率(20 歳から 69 歳)	46.6%	28	50% 以上	35	がん 対策	健康増進課
21	3	乳がん検診受診率(40 歳から 69 歳)	49.6%	28	50% 以上	35	がん 対策	健康増進課
22	3	10 代の人工妊娠中絶実施率 (15~19 歳女子総人口千対)	5.7 人	28	5.0 人	34		子ども家庭課
23	4	「配偶者暴力防止法」(DV 防止法)を知っている人の割合	84.7%	28	100%	34		男女共同参画室
24	4	「配偶者暴力防止計画」(DV防止計画)の策定市町村の割合	81.4%	29	100%	34		男女共同参画室
⑳	6	県男女共同参画地域推進員が2人以上設置されている市町村の割合	46.5%	29	100%	34		男女共同参画室

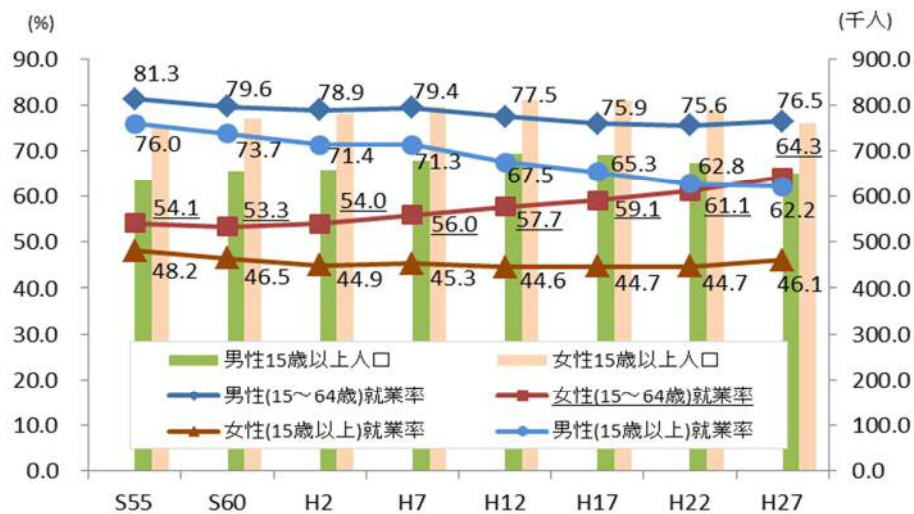
○数字に丸囲み…新たに設定したもの

○「女活」:鹿児島県女性活躍推進計画,「特定」:鹿児島県特定事業主行動計画,「特定(教)」:鹿児島県教育委員会特定事業主行動計画,
「未来」:かごしま子ども未来プラン 2015,「創生」:まち・ひと・しごと創生総合戦略,「農山」:農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標
「健康」:健康かごしま 21,「がん対策」:鹿児島県がん対策推進計画

別表 2-1 参考指標(推移・比較)

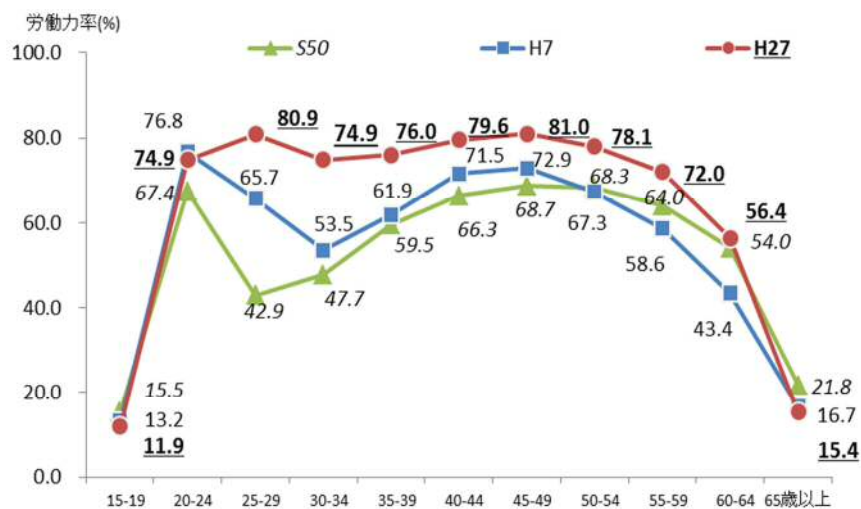
参考指標は、本計画の各分野に関連し、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上での各種指標である。同計画の具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、その推移を定期的にフォローアップする。

1 就業率の推移〔本県〕



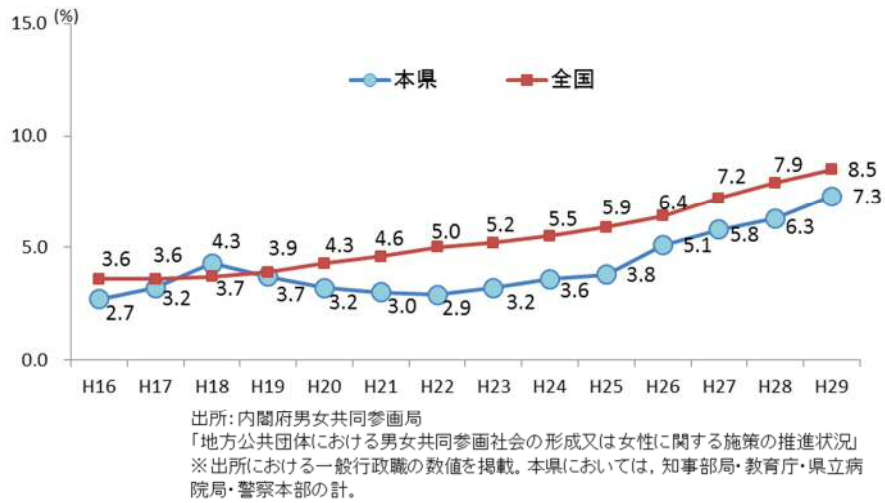
出所:総務省「国勢調査」から男女共同参画室が作成
15~64歳の就業率は、「15~64歳就業者数」/「15歳~64歳人口」×100。

2 労働力率の推移〔本県・女性〕

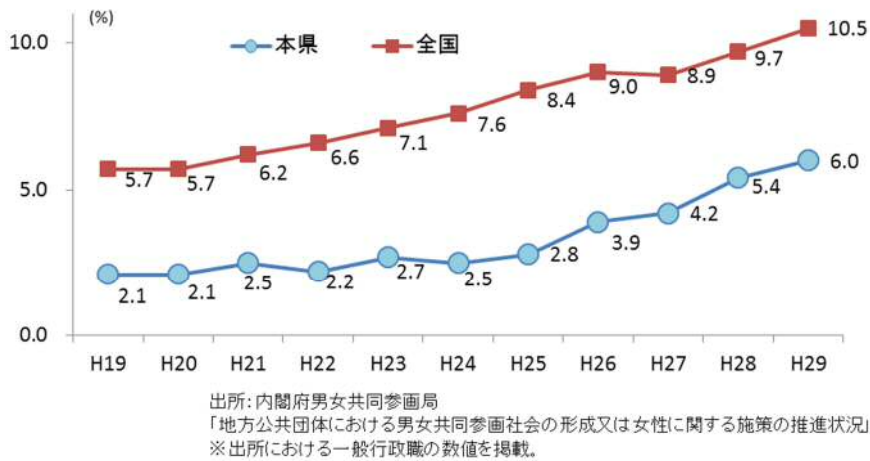


出所:総務省「国勢調査」よりH7,S50は男女共同参画室が作成。
労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。

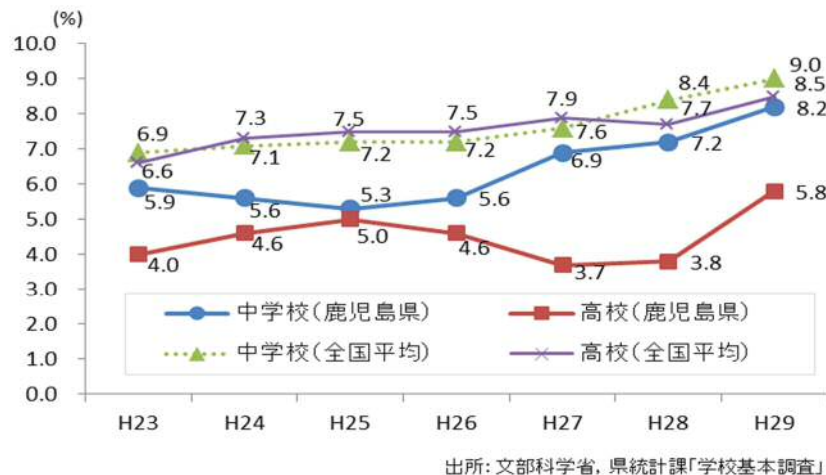
3 県の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性の割合〔本県・全国〕



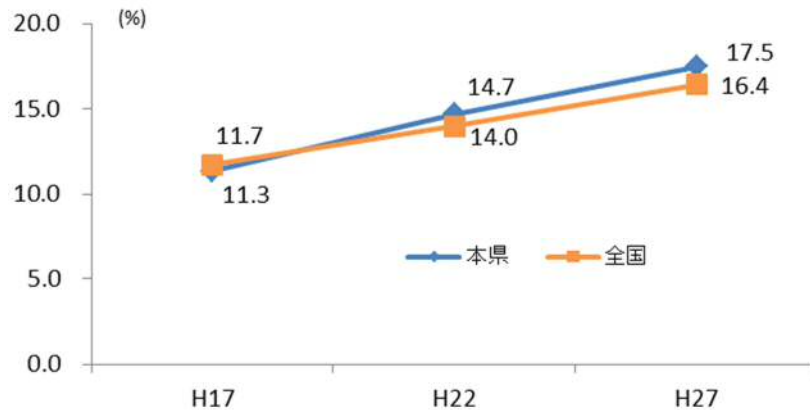
4 市町村の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性の割合〔本県・全国〕



5 中学校・高等学校教員の管理職における女性の割合の推移〔本県・全国〕

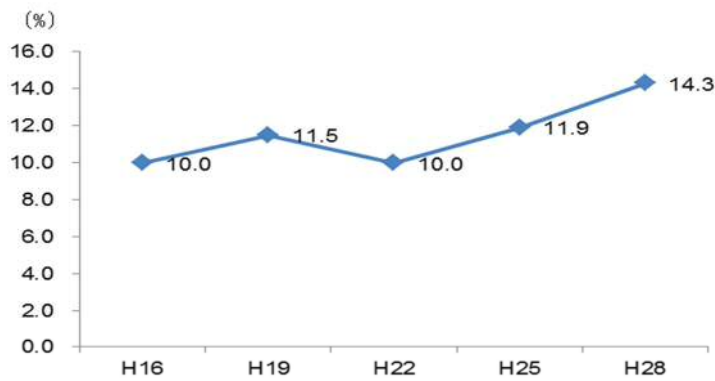


6 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移〔本県・全国〕



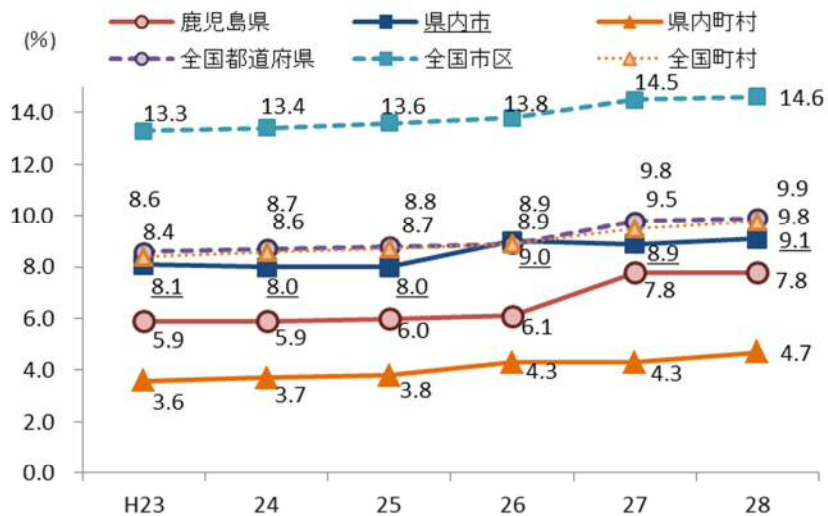
出所：総務省「国勢調査(就業状態等基本集計)」から男女共同参画室が作成
 管理的職業従事者：会社役員，会社管理職員，管理的公務員等を示す。

7 事業所の管理的地位(課長相当職)に占める女性の割合の推移〔本県〕



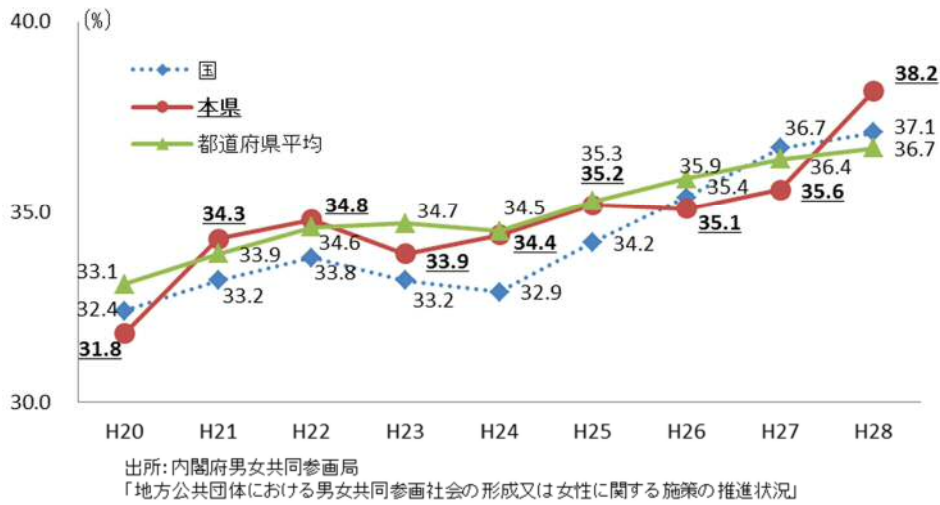
出所：雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」

8 県，市(区)町村議会における女性議員の割合の推移〔本県・全国〕

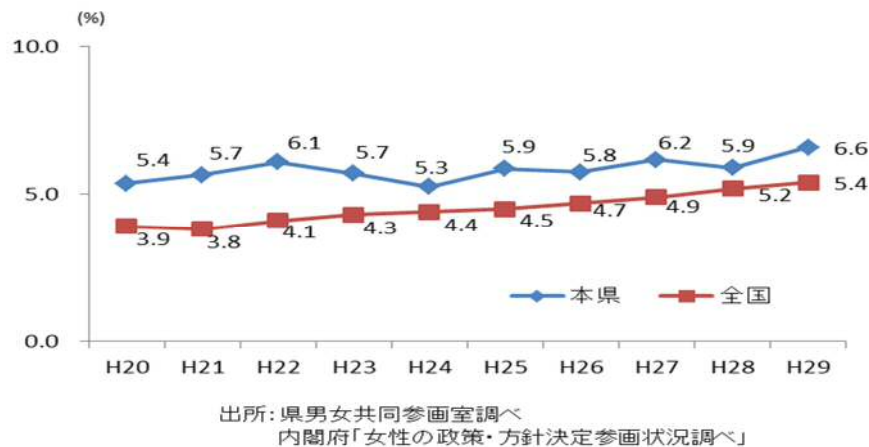


出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ等」

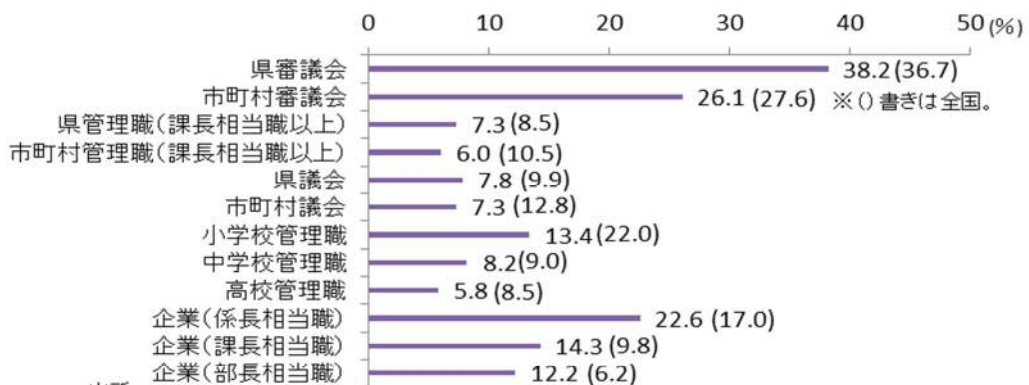
9 審議会等における女性委員の割合の推移〔本県・全国〕



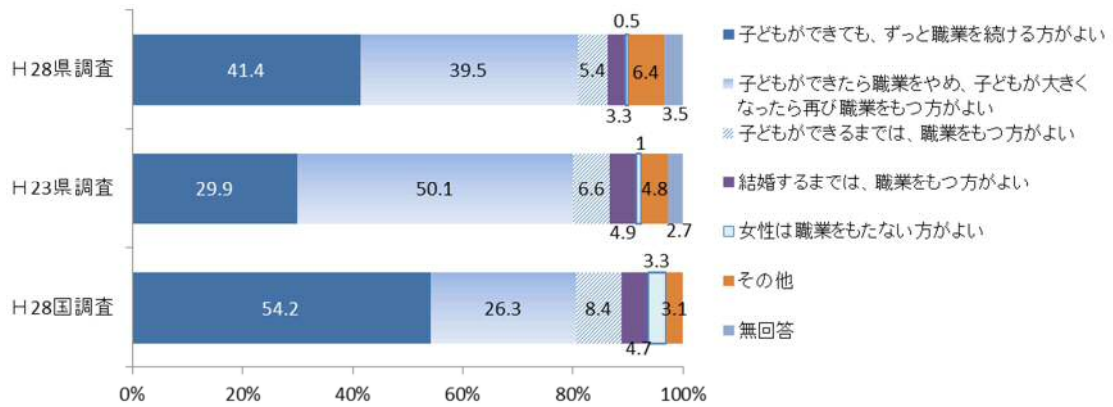
10 自治会組織の代表者における女性の割合の推移〔本県・全国〕



11 各分野における女性の参画の状況〔本県・全国〕

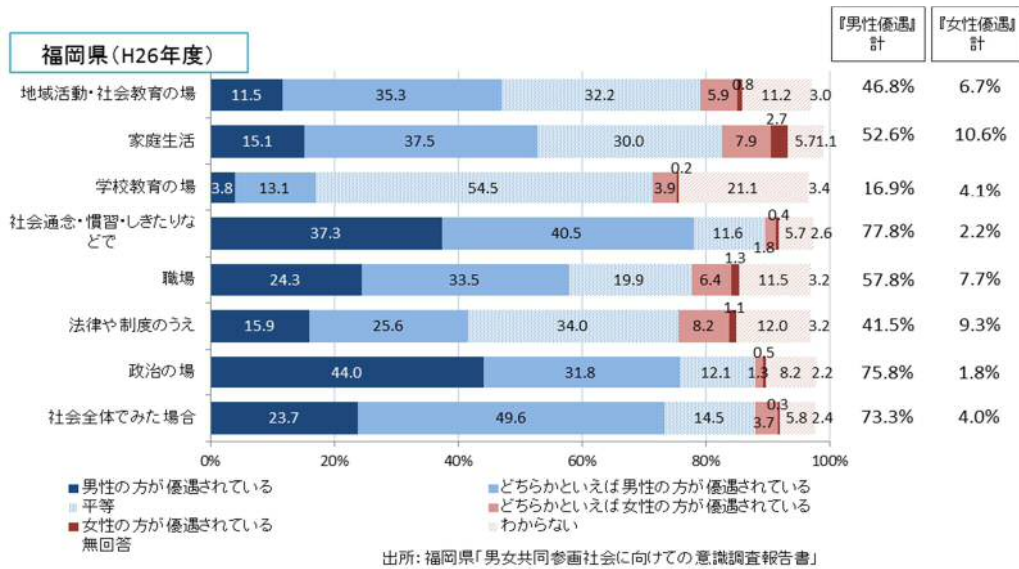


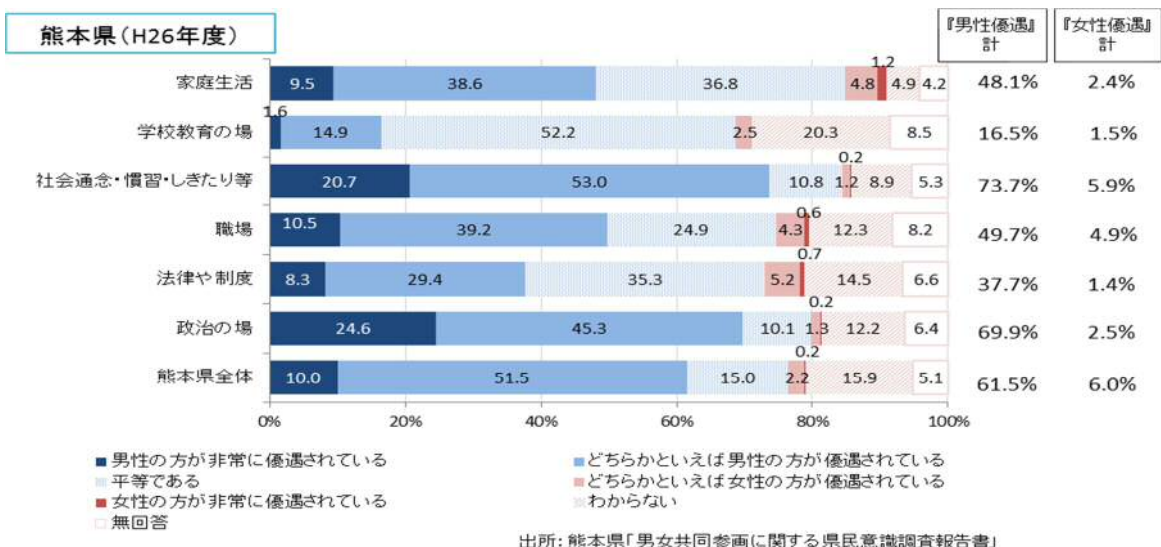
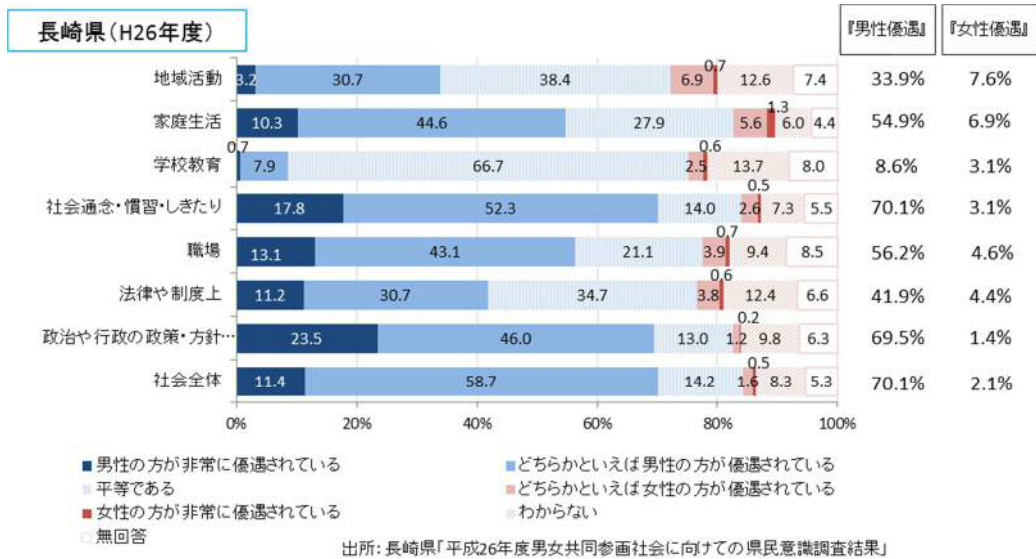
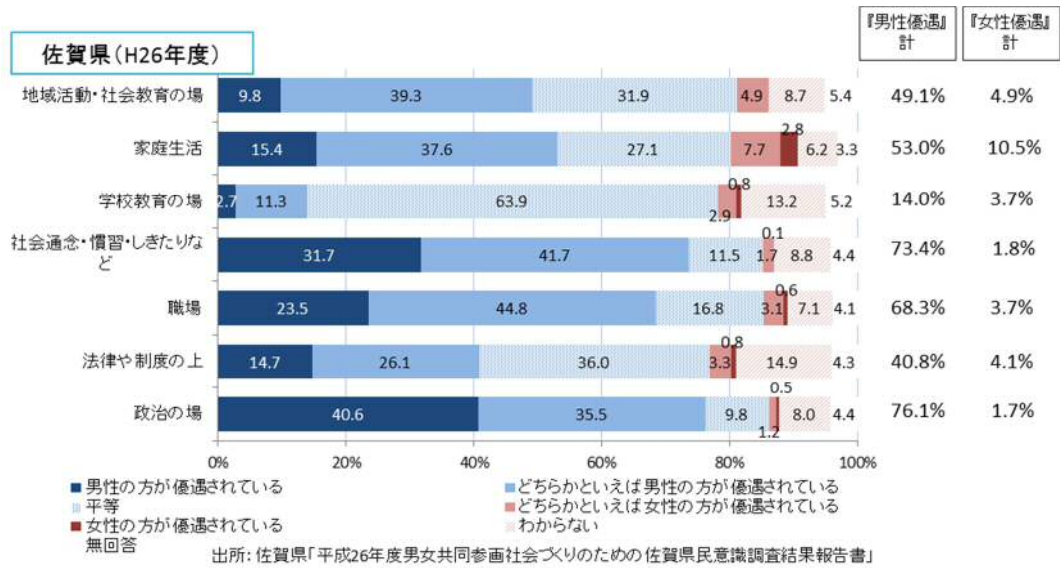
1 2 女性が職業を持つことについての意識〔本県・全国〕

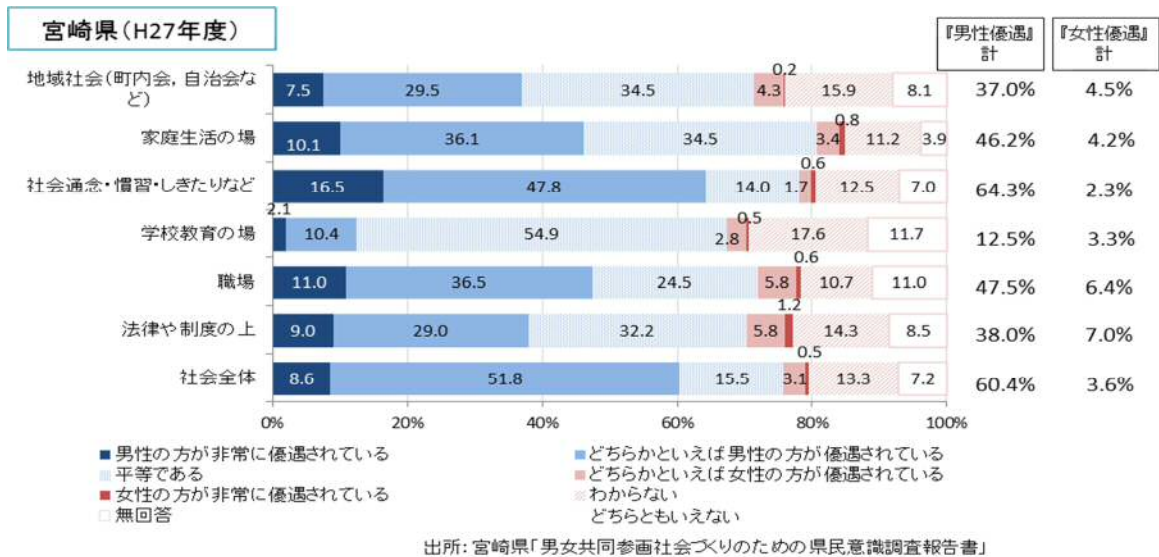
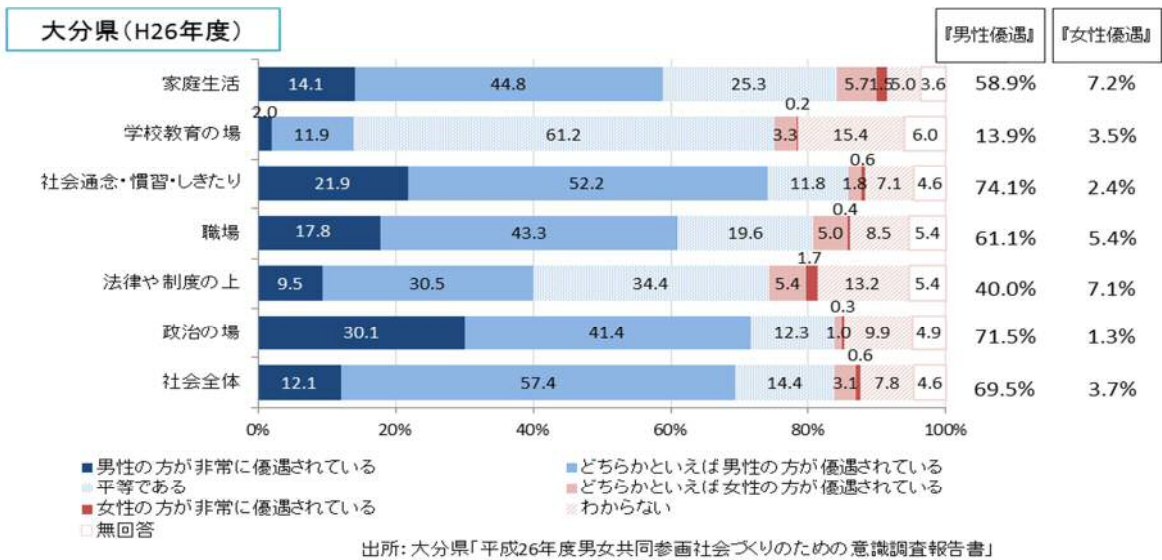


1 3 男女の地位の平等感〔九州各県〕

※各県とも概ね5年に1度調査を実施しており、それぞれ H29 年度現在で最新の調査結果を掲載。







別表 2-2 参考指標(現状数値)

重点目標 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消，教育・学習の推進

項目		現状※()は全国
男女平等であると感じる人の割合 [H28 年度] (出所) ・「平成 28 年度男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画室) ・「平成 28 年度男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)	家庭の中で	39.0% (47.4%)
	男性	49.4% (53.8%)
	女性	32.6% (41.9%)
	学校教育の中で	60.7% (66.4%)
	男性	65.9% (70.1%)
	女性	58.9% (63.3%)
	職場の中で	25.6% (29.7%)
	男性	31.6% (31.6%)
	女性	22.1% (28.2%)
	地域社会の中で	29.1% (47.2%)
	男性	37.8% (50.0%)
	女性	23.6% (44.8%)
	法律や制度で	39.2% (40.8%)
	男性	51.4% (48.9%)
	女性	31.5% (34.0%)
社会通念，慣習，しきたりなどで	16.7% (21.8%)	
男性	22.8% (24.2%)	
女性	12.6% (19.8%)	
高等学校卒業者の大学(学部)進学率 [H28 年度] (出所) ・県統計課「平成 28 年度学校基本統計」 ・内閣府「男女共同参画白書/学校種別進学率の推移」		男性：33.9% (55.6%) 女性：27.3% (48.2%)
男女共同参画をテーマにセミナーを実施した公立高校の割合 [H28 年度]		97.1%

重点目標２ 男女共に能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備

項目		現状※()は全国	出所
セクシュアル・ハラスメント防止に関する措置を実施している事業所[H28年度]		67.5%	県雇用労政課「労働条件実態調査」
鹿児島労働局に寄せられた相談件数[H28年度]	セクシュアル・ハラスメント	79件	鹿児島労働局雇用環境・均等室調べ
	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	78件	鹿児島労働局雇用環境・均等室調べ
	妊娠・出産等に関するハラスメント	10件	鹿児島労働局雇用環境・均等室調べ
一般労働者における男女間所定内給与格差(男性の所定内給与額を100とする)[H29年]		73.8(73.4)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
25歳から44歳までの女性の就業率[H27年]		71.4%(65.9%)	総務省「国勢調査」より男女共同参画室が作成
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出事業所(従業員300人以下)[H29年12月]		36社	厚生労働省公表資料
介護・看護を理由に離職した人(雇用者のうち、正規の職員・従業員)		男性：4,600人 女性：7,600人	総務省「平成24年就業構造基本調査」
介護休業制度を導入している事業所の割合[H28年度]		85.2%	県雇用労政課「労働条件実態調査」
月間実労働時間[H28年]	総実労働時間	149.8(143.7)	厚生労働省「毎月勤労統計調査」
	うち所定内	139.7(132.9)	
	うち所定外	10.1(10.8)	
雇用者における週間就業時間60時間以上の人の割合[H24年]		男性：11.8%(13.0%) 女性：3.2%(3.6%)	総務省「就業構造基本調査」より男女共同参画室が作成
年次有給休暇取得率[H28年度]		43.2%	県雇用労政課「労働条件実態調査」
夫婦の家事関連総平均時間(6歳未満の子どもがおり、共働き、夫婦と子どもからなる世帯)[H28年] ○家事関連…1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。	週全体	夫：61分(84分) 妻：371分(370分) ----- うち育児 夫：24分(48分) 妻：137分(169分)	総務省「社会生活基本調査」
	平日	夫：24分(55分) 妻：371分(358分) ----- うち育児 夫：6分(32分) 妻：128分(164分)	総務省「社会生活基本調査」

重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

項目		現状※()は全国	出所
健康寿命[H25年]		男性：71.58歳(71.19) 女性：74.52歳(74.21)	厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「健康寿命の指標化に関する研究」
生活習慣病による年齢調整死亡率(人口10万人当たり)	悪性新生物(75歳未満)[H28年]	男性：94.9(95.8) 女性：60.9(58.0)	国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」
	脳血管疾患[H27年]	男性：44.1(37.8) 女性：27.5(21.0)	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」
	虚血性心疾患[H27年]	男性：26.5(31.3) 女性：11.8(11.8)	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」
自殺による年齢調整死亡率(人口10万人当たり)[H27年]		男性：23.5(23.0) 女性：7.7(8.9)	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」
乳房の悪性新生物による年齢調整死亡率(人口10万人当たり)[H28年]		女性：9.5(10.7)	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」
喫煙率(20歳以上・「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」)[H28年]		男性：31.2%(31.1%) 女性：5.5%(9.5%)	国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

項目		現状	出所
配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力についての相談受付状況[H28年度]		1,462件	県男女共同参画室調べ
警察における配偶者等からの暴力事案相談・対応状況[H28年]	相談件数	3,577件	県警察本部調べ
	検挙件数	54件	県警察本部調べ
	保護命令	18件	県警察本部調べ
警察におけるストーカー事案相談・対応状況[H28年]	相談件数	2,302件	県警察本部調べ
	検挙件数	41件	県警察本部調べ
	警告	27件	県警察本部調べ
	禁止命令	5件	県警察本部調べ
性犯罪事件の認知・検挙状況[H27年]	件数	53件 (内、被疑者検挙35件)	県警察本部調べ
鹿児島労働局に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数[H28年度]		79件	鹿児島労働局雇用環境・均等室調べ

重点目標5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

項目	現状※()は全国	出所
20歳から34歳までの就業率[H27年]	男性：78.8%(72.2%) 女性：69.0%(63.5%)	総務省「平成27年国勢調査」より男女共同参画室が作成
無配偶者における非正規雇用者の割合[H27年]	男性：27.1%(26.7%) 女性：40.5%(43.9%)	総務省「平成27年国勢調査」より男女共同参画室が作成

重点目標6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

項目	現状※()は全国	出所
自治会組織の代表者における女性の割合[H29]	6.6%(5.4%)	県男女共同参画室調べ 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
P T A会長(小中学校)に占める女性の割合[H29]	6.0%(13.8%)	県男女共同参画室調べ 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
消防団員に占める女性の割合[H29]	3.05%(2.9%)	県消防保安課調べ 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
市町村における避難所管理運営マニュアルの策定[H29]	20市町村	県社会福祉課調べ

戦略的取組関連

項目	現状※()は全国	出所	
各種委員会等委員に占める女性の割合[H29] <small>※各種委員会等とは、地方自治法180条の5に基づき設置されている執行機関。(自治体により設置していないものもある)</small>	県 14.1%(19.6%)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」	
うち農業委員会委員に占める女性の割合[H28]	市町村 10.1%	県男女共同参画室調べ	
商工関係団体役員に占める女性の割合	商工会議所[H29(H28)]	2.5%(2.3%)	県商工政策課調べ 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
	商工会連合会[H29]	5.0%(5.2%)	
	商工会[H29]	8.7%(7.4%)	
農協役員に占める女性の割合[H27] ※事業年度末現在	9.0%(7.24%)	県農業経済課調べ 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」	
漁協役員に占める女性の割合[H28(H27)] ※事業年度末現在	0.2%(0.52%)	県水産振興課調べ 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」	
森林組合役員に占める女性の割合[H29(H27)] ※事業年度末現在	0%(0.43%)	県環境林務課調べ 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」	

別表3 用語解説

用語	解説
M字カーブ	<p>日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。(国第4次男女共同参画基本計画)</p>
エンパワメント	<p>誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるように社会の在り方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること。</p> <p>一方、「エンパワーメント」とは、よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として築いて行く力を身につけること。</p>
鹿児島県女性活躍推進計画	<p>女性活躍推進法6条第1項の規定による、鹿児島県の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。女性の職業生活における活躍に向けた取組は、男女共同参画社会の実現に向けた取組と方向性を一つにするものであることから、第3次県男女共同参画基本計画と一体的に推進を図ることとしている。</p>
鹿児島県男女共同参画推進条例	<p>男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めている。(平成13年12月21日制定、平成14年1月1日施行)</p>
鹿児島県男女共同参画センター	<p>男女共同参画社会を形成するための総合的な活動拠点として、平成15年4月にかごしま県民交流センター内に設置され、①男女共同参画社会づくりに向けた各地域での自主的な取組の促進やネットワーク形成を図るための交流促進、②男女共同参画に関する意識啓発、推進役となる人材の養成、就業支援のための学習・研修、③男女共同参画を阻害する行為等に関する悩みや問題についての相談、④男女共同参画に関する情報の収集・提供、⑤配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護(一時保護を除く。)等の各種事業を実施している。</p>
鹿児島県配偶者暴力防止計画(鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)	<p>配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針や暴力を許さない社会づくりや安心して相談できる体制整備、被害者の自立支援等の施策の実施内容等に関する事項を定めている計画。(平成18年3月策定(平成21年3月改定))なお、市町村においても同様の計画を策定する努力義務が課せられている。</p>
キャリア教育	<p>一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見だしていく連なりや積み重ね(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日))</p>

用語	解説
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。(国第4次男女共同参画基本計画)
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(国第4次男女共同参画基本計画)
女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に発効。我が国は昭和60年(1985年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。(国第4次男女共同参画基本計画)
女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。(平成27年9月4日施行)
女性農業経営士	農業経営に積極的に参画し、農家生活や農業経営・労働管理等の高度な知識や技術を有し、自らの農業経営や地域農業の課題解決に積極的に取り組み、発言力や実践力のある地域のリーダー的女性として、知事が認定した女性の農業者。
スーパービジョン	相談者が抱える多様な問題に対して、相談員等が相談者の訴えを明確に把握し、相談者に適した対応をしているかどうかを、専門家である第三者の目を通して検討すること。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等自立の支援に関する措置について定めている。(平成27年4月1日施行)
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を持っているかということ。(公益財団法人人権教育啓発推進センター資料を参考に作成)

用語	解説
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。(国第4次男女共同参画基本計画)
性的少数者(性的マイノリティ)	レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持つたり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人)等が、人口に占める割合が少ないことから性的少数者と言われることがある。(公益財団法人人権教育啓発推進センター資料を参考に作成)
セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。(国第4次男女共同参画基本計画)
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。(国第4次男女共同参画基本計画)
男女共同参画社会	すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
男女共同参画社会基本法	将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律。(平成11年6月23日施行)。男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。
男女共同参画週間	県民の間に広く男女共同参画についての関心を高め、理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、県男女共同参画推進条例に基づき設けられた週間(毎年7月25日から同月31日まで)。県では、この週間に、その趣旨にふさわしい事業を実施することとしている。なお、国においては毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。
男女共同参画地域推進員	地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。

用語	解説
男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	<p>雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律。(昭和61年4月1日施行)</p> <p>労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。</p>
デートDV(交際相手からの暴力)	<p>結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。</p> <p>配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。</p>
妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い	<p>妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為のこと。</p>
配偶者等からの暴力(DV)	<p>配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者(パートナー)からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といわれている。</p> <p>殴る・蹴るといった身体的暴力だけではなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。</p> <p>なお、配偶者暴力防止法における、「配偶者からの暴力」は、配偶者(事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。</p>
配偶者暴力相談支援センター	<p>配偶者暴力防止法第3条の規定により都道府県に設置が義務づけられている施設(市町村は努力義務)で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関。</p> <p>平成30年3月現在、県内では県女性相談センター、県男女共同参画センター、各地域振興局及び支庁の保健福祉環境部並びに知名町、薩摩川内市、鹿児島市、鹿屋市、始良市、日置市の計15箇所が指定されている。</p>
配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。(平成13年10月13日(一部14年4月1日)施行、平成16年・平成19年・平成25年改正)</p> <p>都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度等が規定されている。</p>

用語	解説
働き方改革	<p>働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。働き方改革実行計画(平成 29 年 3 月 28 日・働き方改革実現会議決定)には、働く人の視点に立った働き方改革の意義、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療と仕事の両立、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援、誰にでもチャンスのある教育環境の整備、高齢者の就業促進、外国人材の受け入れ等を盛り込んでいる。</p>
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照)</p>
メディア・リテラシー	<p>メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の 3 つを構成要素とする複合的な能力のこと。(国第4次男女共同参画基本計画)</p>
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	<p>リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成 6 年(1994 年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成 7 年(1995 年)の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。(国第4次男女共同参画基本計画)</p>
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	<p>一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>

参考資料

参考 1 男女共同参画審議会 委員名簿

第8期 任期:平成 28 年2月1日～平成 30 年1月 31 日

(50 音順, 敬称略)

機関・団体・役職	委員名
第一工業大学名誉教授	石田尾 博夫(会長)
日本労働組合総連合会鹿児島県連合会	大木 順子
鹿児島労働局雇用環境・均等室長	大庭 直美
鹿児島大学法文教育学域法文学系法文学部准教授	小栗 有子
鹿児島県医師会	鹿島 直子
鹿児島県漁協青年部連合会	川畑 友和
鹿児島県市長会	笹山 義弘
鹿児島県農山漁村女性組織連絡協議会	澤田 たみ子
鹿児島経済同友会	島田 秀樹
公募委員	下 夷 憲一
鹿児島県助産師会 代表理事	下敷領 須美子
公募委員	末 永 順子
鹿児島大学副学長	武隈 晃
鹿児島県弁護士会	田中 佐和子
鹿児島県女性団体連絡協議会	田畑 千穂子
オフィスピュア代表	たもつ ゆかり(副会長)
公募委員	淵上 真友美
濱島印刷株式会社 代表取締役社長	前田 幸一
公募委員	牟田 京子
鹿児島県連合校長協会	室之園 晃徳

第3次鹿児島県男女共同参画基本計画策定部会 委員

機関・団体・役職	委員名
鹿児島労働局雇用環境・均等室長	大庭 直美
鹿児島大学副学長	武隈 晃(部会長)
鹿児島県弁護士会	田中 佐和子
オフィスピュア代表	たもつ ゆかり
鹿児島県連合校長協会	室之園 晃徳

参考2 計画策定の経過

時期	事項
平成28年9月	「男女共同参画に関する県民意識調査」実施
平成29年3月	第2次「鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価」結果公表
5月	男女共同参画推進本部推進員会開催 ・第3次県男女共同参画基本計画の策定について
6月	男女共同参画推進本部幹事会開催 ・第3次県男女共同参画基本計画の策定について
7月	第3次県男女共同参画基本計画策定部会開催 ・第3次県男女共同参画基本計画の基本的な考え方について
8月	男女共同参画推進本部会議 ・第3次県男女共同参画基本計画骨子について 第3次県男女共同参画基本計画策定部会開催 ・第3次県男女共同参画基本計画素案について
10月	県議会総務委員会 ・第3次県男女共同参画基本計画素案の説明等 男女共同参画審議会開催 ・第3次県男女共同参画基本計画素案について
11月	計画素案に対する県民からの意見募集(11/1～11/30)
平成30年1月	第3次県男女共同参画基本計画策定部会開催 ・第3次県男女共同参画基本計画案について 男女共同参画推進本部幹事会開催 ・第3次県男女共同参画基本計画案について 男女共同参画審議会開催 ・第3次県男女共同参画基本計画案について
2月	男女共同参画推進本部会議 ・第3次県男女共同参画基本計画案について
3月	県議会総務委員会 ・第3次県男女共同参画基本計画案の説明等 計画の決定

参考3 男女共同参画社会の形成の促進に関する国内外及び本県の動き(年表)

年	国 連 関 係	日 本	鹿 児 島 県
1945 (昭和 20)	○国際連合発足		
1946 (昭和 21)	○国連婦人の地位委員会設置	○第 22 回総選挙で初の婦人参政権を行使 ○「日本国憲法」公布	
1948 (昭和 23)		○労働省発足, 婦人少年局設置	
1967 (昭和 42)	○婦人に対する差別撤廃宣言		
1972 (昭和 47)	○1975 年を「国際婦人年」とすると宣言		
1975 (昭和 50)	○第1回国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部及び婦人問題企画推進会議設置 ○総理府婦人問題担当室設置 ○「育児休業法」成立(昭和 51 年施行, 女子教員・看護婦・保母を対象)	
1976 (昭和 51)	○「国連婦人の 10 年」始まる	○「民法」改正・施行(婚氏続称制度)	
1977 (昭和 52)		○「国内行動計画」(昭和 52～昭和 61 年)策定 ○国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館	
1979 (昭和 54)	○「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約(女子差別撤廃条約)」採択		○女性問題の窓口を青少年婦人課に設置 ○婦人関係行政推進連絡会議及び婦人問題懇話会設置
1980 (昭和 55)	○国連婦人の 10 年中間年世界会議(第2回世界女性会議コペンハーゲン) ○「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」署名 ○「民法」及び「家事審判法」改正(配偶者の相続分引き上げ)	○婦人の生活実態と意識調査実施 ○第1回「婦人の船」中国へ派遣
1981 (昭和 56)	○「女子差別撤廃条約」発効 ○「ILO第 156 号条約(家族的責任を有する労働者条約)」採択	○「国内行動計画」後期重点目標決定	○「鹿児島県婦人対策基本計画」策定 〔計画期間:昭和 56 年度～昭和 60 年度〕
1984 (昭和 59)		○「国籍法」及び「戸籍法」改正(国籍の父母両系主義採用)	
1985 (昭和 60)	○国連婦人の 10 年最終年世界会議(第3回世界女性会議ナイロビ) ○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○生活保護基準額の男女差別解消 ○「国民年金法」改正(女性の年金権の確立) ○「男女雇用機会均等法」公布(昭和 61 年施行) ○「女子差別撤廃条約」批准	○鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる ○広報誌「かごしまの婦人」発刊(昭和 60 年～平成元年)
1986 (昭和 61)		○「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止, 母性保護規定の拡充) ○婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ○婦人問題企画推進有識者会議開催	

年	国連関係	日 本	鹿 児 島 県
1987 (昭和 62)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (平成元)			○女性問題に関する県民意識調査実施 ○広報誌「かごしまの女性」発刊(平成元年～平成3年)
1990 (平成2)	○国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		○婦人政策室設置
1991 (平成3)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ○「育児休業法」公布(平成4年施行)	○婦人政策室を女性政策室に改称 ○「鹿児島女性プラン 21」策定〔計画期間:平成3年度～平成12年度〕 ○鹿児島女性プラン 21 推進会議及び鹿児島県女性行政連絡会議設置
1992 (平成4)	○国連環境開発会議(リオデジャネイロ)	○婦人問題担当大臣任命	○広報誌「ハーモニー」発刊(平成4年～平成16年)
1993 (平成5)	○世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ○「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○中学校での家庭科の男女必修完全実施 ○「パートタイム労働法」公布・施行	
1994 (平成6)	○国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	○高校での家庭科の男女必修完全実施 ○総理府男女共同参画室設置 ○男女共同参画審議会設置 ○男女共同参画推進本部設置	
1995 (平成7)	○第4回国連世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児・介護休業法」成立(介護休業に関する部分を平成11年から実施)	○鹿児島県「女性の翼」団員を北京の世界女性会議・NGOフォーラムへ派遣 ○鹿児島の男女の意識に関する調査実施
1996 (平成8)		○男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ○「優生保護法」を一部改正し、「母体保護法」公布・施行	
1997 (平成9)		○「男女共同参画審議会設置法」により男女共同参画審議会設置 ○「男女雇用機会均等法」改正(母性保護は平成10年に、その他は平成11年に施行) ○「労働基準法」改正(平成11年施行) (深夜・休日・時間外労働における女性就業規制の撤廃) ○「介護保険法」公布(平成12年施行)	
1998 (平成10)		○「男女共同参画社会基本法」についての答申(男女共同参画審議会)	

年	国 連 関 係	日 本	鹿 児 島 県
1999 (平成 11)	○第 43 回国連婦人の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画促進を規定) ○農林水産省「農山漁村男女共同参画推進指針」発表 ○「少子化対策推進基本方針」決定	○「かごしまハーモニープラン」策定〔計画期間:平成 11 年度～平成 20 年度〕 ○かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置
2000 (平成 12)	○国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「児童虐待防止法」公布・施行 ○「ストーカー規制法」公布・施行	
2001 (平成 13)		○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ○第 1 回男女共同参画週間(6 月 23～29 日) ○閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	○女性政策室を男女共同参画室に改称 ○「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布(平成 14 年施行) ○鹿児島の男女の意識に関する調査実施
2002 (平成 14)		○「健康増進法」公布(平成 15 年施行)	○鹿児島県男女共同参画審議会設置 ○婦人相談所(現女性相談センター)を配偶者暴力相談支援センターに指定
2003 (平成 15)	○第 29 会期国連女子差別撤廃委員会	○「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ○「少子化社会対策基本法」公布・施行	○青少年女性課と男女共同参画室を再編し、青少年男女共同参画課を設置 ○かごしま県民交流センター設立に併せ、男女共同参画センターを設置
2004 (平成 16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(「配偶者からの暴力」の定義の拡大、都道府県への基本計画の策定義務化等)	○配偶者等からの暴力対策会議設置
2005 (平成 17)	○第 49 回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」(ニューヨーク)	○「第 2 次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006 (平成 18)		○「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別規定の導入等) ○東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ○男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定
2007 (平成 19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等、平成 20 年施行) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7 か所)を配偶者暴力相談支援センターに指定 ○鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ○婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更

年	国連関係	日 本	鹿 児 島 県
2008 (平成 20)		○男女共同参画推進本部 「女性の参画加速プログラム」決定	○「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度〕
2009 (平成 21)		○「育児・介護休業法」改正	○男女共同参画室設置 ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
2010 (平成 22)		○「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011 (平成 23)	○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) 正式発足		○鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ○鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価
2012 (平成 24)	○「第1回女性に関する ASEAN 閣僚級会合」開催	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定 ○「子ども子育て関連3法」成立	
2013 (平成 25)	○APEC「女性経済フォーラム」開催	○「生活困窮者自立支援法」公布(平成 27 年施行) ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布(平成 28 年施行) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表 ○「改正ストーカー規制法」施行	○「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度〕 ○鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価
2014 (平成 26)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護に関する法律」改正 ○「パートタイム労働法」改正 ○「女性のチャレンジ応援プラン」策定	
2015 (平成 27)	○第3回国連防災会議(仙台), 「仙台防災枠組」採択 ○「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し, すべての女性及び女児の能力強化を行う)	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「子ども子育て支援法」改正	
2016 (平成 28)		○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行	○鹿児島県女性活躍推進会議, 女性ワーキンググループ設置 ○男女共同参画に関する県民意識調査実施 ○女性活躍推進に関する企業実態調査実施 ○第2次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価
2017 (平成 29)			○「鹿児島県女性活躍推進計画」策定
2018 (平成 30)			○「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度〕

参考 4 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

参考5 鹿児島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布
平成13年鹿児島県条例第56号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第9条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条―第16条)

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会(第17条―第24条)

附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画

の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第七条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第九条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第十条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第十二条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第十三条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第十四条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第十五条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第九条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第十六条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第十七条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第十八条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第二十条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十一条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第二十二条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第二十三条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附則(平成21年3月27日条例第14号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画(第八条―第十四条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条―第二十五条)
- 第五章 雑則(第二十六条―第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条―第三十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体

的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第

二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五

十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

参考7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年(1979)年12月18日：国際連合総会採択

昭和56年(1981)年9月3日：国際連合総会発効

昭和60年(1985)年6月25日：日本国批准

同 年 7月1日： “ 公布

同 年 7月25日： “ 発効

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍

を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日から遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

第3次鹿児島県男女共同参画基本計画

平成 30 年3月策定

鹿児島県県民生活局男女共同参画室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

TEL 099-286-2634 FAX 099-286-5541

URL <http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/jinken/index.html>

E-Mail harmony@pref.kagoshima.lg.jp
